

監獄雜誌

第拾卷第一號

目 録

○口繪	●清浦司法大臣松平内務次官小松原司法次官閣下、筒井、高木、佐藤各典獄費下及中村要君肖像	(一頁)
○社説	●増租と監獄費國庫支辨問題	(一頁)
○論説	●伯林見聞雜記	(四頁)
	●新年の所感	小河滋次郎君談話
	●司獄官吏の證書	中村要君筆記
	●吾人の希望	若山茂雄君
	●三十二年度監獄事務科程	山上義雄君
	●司獄官紳士の決心如何	野崎宏君
	●新春小言	中村要君
	●携帶乳兒に付て	留岡幸助君
	●對等條約と監獄教誨	山本徳尚君
	●獄事茶話	同野關門君
	●獨逸パーアン國監獄の教師クラウス氏退職す小河房洋君茶話	(三一頁)
	●囚徒在監期五十年●押送囚の暴發●糞小便全治の發明	中村要君筆記
○雜錄	●明治三十一年中監獄關係事項●監獄費を速に國庫支辨に復すへし	(三四頁)
	●海外通信	浦元迪君
	●統計	(四八頁)
	●東京出獄人保護事業二年報告	(四九頁)
○附録	●社會と犯罪との關係	(附録一頁)
	●數十件	小河滋次郎君演說速記

警 察 監 獄 學 會 發 兌

恭賀新年

己亥元旦

小河滋次郎
山上義雄
若山茂雄
中山村三
石川四郎
有馬直之助
永田直次郎
奥村直次郎
佐村覺四郎
笠原謙郎

會告

◎監獄雜誌發行所移轉

本會發兌警察監獄雜誌は不幸にして明治二十六年中學術の範圍を超へたるものと認定せられ(小野

田警保局長在職の當時)内務省認可取消の嚴命を蒙り警後政事雜誌として名古屋に再生し、命を繋ぎ謹慎を表する茲に六星霜然らんに獄中の進歩發達を俱に本會事業の益々多事なるは本會の不利即ち當局者操縦の上不便を感ずるや久矣今や機運漸く熟し改歴政治の吉辰を卜し中央策殿の下に發行所を移轉せり爾今一層會務の敏捷を期し事業の擴張を謀らんと欲す當局者諸君希くは倍々此機目的を貫徹せしめられんと切望に堪へず

◎發行兼編輯人及印刷人變更

不省政富明治廿二年六月微刀を以本會を創設し當路諸賢の扶掖贊助を得犬馬の勞に服するあり或は拾有一年其間非職若くは現務に服する難く爲めに後腦病併發等の爲め充分其責任を盡し難く爲めに署名をも爲す能はざりしも今や公務を離れ病故亦大に輕癒し一方には會務倍々多事ならん發行所を移轉するの機會に任せしを以自ら發行編輯人に署名し同姓免責印刷人に變更せり就は爾後本會庶務會計編輯事務一切都て政富宛御往復被下度此段謹告す

明治卅二年一月

警察監獄學會

磯村政富

◎警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上前大藏大臣閣下題字
山梨縣知事 小野田元熙君序文
司法大臣 清浦奎吾君序文
故神奈川縣知事 中野健明君序文
司法次官 小松原英太郎君序文
内務省監獄事務官 小河滋次郎君編著
外務次官文學士 都筑馨六君序文
通信省通信局長 久米金彌君序文

監獄學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司法大臣 清浦奎吾君序文
北海道集治監典獄 石澤謹吾君序文
前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋
内務省通信局長文學士 久米金彌君序文
内務省監獄事務官 小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

司法次官 小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

獨逸監獄管理法

完

司法大臣 清浦奎吾君序文
字川盛三郎君序文
内務省監獄事務官 小河滋次郎君翻譯

看守必携獄務提要

完

司法次官 小松原英太郎君序文
 逕信省通信局長文學士久米金彌君序文
 外務次官文學士都筑馨六君序文
 內務省監獄事務官小河滋次郎君著

監內揭示條目辯解

全

司法次官 小松原英太郎君題字
 宮城縣典獄 山崎義徳君序文
 前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
 宮城集治監教誨師藤吉智教君著

前內務大臣板垣伯爵閣下序
 警保局長小倉久君序
 逕信省通信局長文學士久米金彌君序

監獄事務官小河滋次郎君序
 監獄局計表課長山上義雄君跋

中 浦村 襄君
 三 田定次 耶君
 上 田定次 耶君

合著

監獄官教科書

菊判 八百頁餘
 用紙和製上等
 總クロース金字入美裝

監獄學。實務要領
 刑罰法。刑事訴訟法
 裁判所構成法
 憲法。行政法
 會計法規。統計學大意
 內務省監獄事務官 小河滋次郎君序
 大分縣警部長法學士 浦太郎君序
 警察監獄學會編纂

監獄英語必携

全

●ボツケツト入小本
 ●舶來上等紙
 ●定價一部三十五錢
 ●遞送料一部金四錢

●紙數四百餘頁
 ●本綴總クロース
 ●金綴總クロース入

再版豫約募集

前內務大臣 板垣伯爵閣下序
 逕信省通信局長文學士 久米金彌君序
 監獄局計表課長 山上義雄君跋
 中 浦村 襄君
 三 田定次 耶君
 上 田定次 耶君

合著

監獄官教科書

菊判 八百頁餘
 用紙和製上等
 總クロース金字入美裝

監獄學。實務要領
 刑罰法。刑事訴訟法
 裁判所構成法
 憲法。行政法
 會計法規。統計學大意

定價一部金一圓豫約申込者に限り實價金七十五錢但無遞送料
 豫約申込期限は更に本年二月十日限り代金は郵便爲換を以て東京四谷區愛住町二番地警察監獄
 學會發行所宛宛を以て着本直に御送金相成たし但一府縣百部以上取纏め御申込の向へは三ヶ月
 二百部以上は五ヶ月願拂の御請求に應ずべし。送金は四谷郵便支局に限る。製本完成に付申込次
 第送本致候(一個人の申込は前金を要す)

發行所

東京市四谷區
 愛住町二番地

警察監獄學會

内務省監獄事務官 小河滋次郎君序
 大分縣警部長法學士 浦太郎君序
 警察監獄學會編纂

監獄英語必携

全

- ボツケット入小本
- 船來上等紙
- 定價一部三十五錢
- 紙數四百餘頁
- 紙綴總クロース
- 本綴總クロース
- 字入
- 遞送料一部金四錢

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字引として之れに附す其編纂の如きは實務家及内外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閱を経たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり故に司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋歲月を積み内地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんことを期せられんこと切望に堪へず

一豫約減價一部前金三拾錢
 一豫約部數の外若干の殘本あり此際至急御申込の向は豫約減價を以御需要に應ずべし但本書は最早再版に付せざるを以て折角御申込を得るも殘本の外は御謝絶申上ぐべし

一代金は郵便(銀行)爲換又は通運便(持込料添)を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛名を以着本の上直に御送金ありたし但郵便爲換は東京四谷郵便支局に限る

發行所

警察監獄學會



司大法臣清浦奎吾君



司法小官松原英太郎君



内務次官松平正直君

猶興舎印行



君久光木高獄典縣川香



君倫明井筒獄典縣葉千



君襄村中



君三光藤佐獄典縣木枋

監獄雜誌第十卷第一號

(明治三十二年
一月二十日發行)

恭賀新正

明治三十二年一月

警察監獄學會

社

社
說

說

●増租と監獄費國庫支辨問題

府縣監獄費國庫支辨論は從來當局者の希望なるのみならず再三政府、議會の間に本法律案を提議せしことありと雖も種々の故障の爲め今に其實行を見るに至らざるは、要するに政黨間の感情問題となり又は之れか財源を得ずとの二個の理由に過ぎざりしなり、今や第十三帝國議會は開期中にして政黨各派の大合同は議會に多數を占め加ふるに政府と相提携せる結果として財政整理上の大問題たる増稅案は舊臘既に議會を通過して現に裁可公布せられたるあり、然れば從來議會の間に常に政策問題として尙之を極言すれば兩者の間に翻弄せられたりしか如き監獄費國庫支辨法律案は今や正徑に復し却て議會に歡迎せらるゝの順境に接するを予輩は信す、是れ何となれば此問題は嘗り増租法律に對する交換問題たるのみならず將に本年七

(一)

月以降改正條約實施の結果として諸外國人を我國權に服従せしめ刑罰犯者を我監獄に拘禁するの初歩發軔たるを以て之を見るも監獄改良の一日も忽諾に附すべからざるの時期なるに依て而已、然り而して從來歐米人の我監獄に對する觀察如何と云ふに口を極めて我獄制を非議するの記事頻々として外事新聞に依て報道せられつゝあり又現に去年英國國會に於ても我國監獄改良に付一議員の質問に對する全國外務次官の答辨なりと云ふ言質に依て之を推測するも我國の監獄改良事業は少くとも改正條約實施に關する擔保條件と見做されあることは予輩之を斷言するに躊躇せざる所なり、然り而して我國監獄改良の真相如何と云ふに過去十年以來政府、當局者の間に協同一致し以て改善の歩を進めつゝありと雖も獨り其費用の地方稅支辨たるよりして勢、甲乙地方經濟の上に貧富其度を異にするあるより遇囚其他監房の構造等未だ瑕瑾なしとせざるのみならず其管理權を地方官に拋委しあるより今日尙此社會の改良をして趑趄せしむるの嫌なきにあらざるか如し、依是觀之は政府、當局者の如何に之れか完備を望むに急なるものあるも亦如何に行刑機關の大成を庶幾するものありと雖も得て其成效を奏する能はざるへし、果して然りとせば如何にして此の外國人の籍口迷誤を覺醒せしむるを得んや而して能く之れか迷想を打破せずして奚ぞ能く條約實施の擔保を解除することを得んや、其他現に政府は條約實施條件の唯一として警察官監獄官練習所開設の計畫あり其經費豫算は今や兩院を通過せんとす、本豫算にして果して議會通過の曉きに至らば警察監獄の顧問として外國人三名を傭聘せんとの豫定なりと云ふにあらすや

既に前述の如く監獄改良問題は我帝國に於ける政策上の大問題たること疑ふべくもあらすとせんか監獄費國庫支辨法律案をして是非とも當期議會を通過せしめざるべからざること亦明かなり、而して一面國民一般の負擔より考察するも元來監獄費は其地方費支辨たると將た國庫支辨たるとを問はず等しく是れ國民全

般の負擔たらざるべからざるか如く地方に於て増租法律の結果として多額の負擔を國民に負荷せしめたる今日、尙監獄費を地方費の負擔となし置くか如きは條理を得たるものにあらざるなり况んや地方費なるものは租稅賦課の大原則に悖り比較的貧富の間に權衡を得ざるに依て之を見るも此際地方費を輕減し民力を休養するの必要あるに於てをや是れ本費の性質然らざるを得されはなり、又况んや今回發布の増租法律なるものは五ヶ年有期にして之れか代補たる監獄費は無條件に、永久地方費の負擔を輕減するものなるに於てをや是れ即ち今日に於て本案を執行するの好時機なりと謂ふ所以なり、人或は監獄費を國庫に移すときは其費額の増嵩を恐ると雖も是れ亦低價を以て高貴物を購はんとするものにして監獄改良の大業は比較的高價にあらざれば之を成就するを得ざるを如何せん故に予輩は斯の如き論者を目して一錢を惜んで百錢を失ふの主錢奴と謂はんと欲す、最も今日に於ては府縣の經濟、各貧富其度を異にするあるより甲地方は比較的監獄の構造を良好にするありと雖も乙地は貧弱負擔に堪へず餘義なく廢屋に等しき牢獄に甘んずる等の事實より之を國庫支辨に移すときは從前に比し多少の増費を要するは素より止を得ざる所なりとす要約すれば監獄費國庫支辨問題は刻下實に我國家の休戚、國民全般の利害に關すること尠少にあらざるを以て此際國民の代表者たる議會は宜しく慎重に慎重を加へ本案の通過を圖るに務むるの義務ありとす若し一步を誤まり此過渡期を默過するか如きことあらんか議會たるもの何を以て國民に對せんとする予輩は議會、政府并に斯道の爲め不文を草する豈に故なしとせんや議者夫れ如何と爲す



月以降改正條約實施の結果として諸外國人を我國權に服従せしめ刑罰犯者を我監獄に拘禁するの初歩發軔たるを以て之を見るも監獄改良の一日も忽諾に附すへからざるの時期なるに依て而已、然り而して從來歐米人の我監獄に對する觀察如何と云ふに口を極めて我獄制を非議するの記事頻々として外事新聞に依て報道せられつゝあり又現に去年英國々會に於ても我國監獄改良に付一議員の質問に對する全國外務次官の答辨なりと云ふ言質に依て之を推測するも我國の監獄改良事業は少くも改正條約實施に關する擔保條件と見做されあることは予輩之を斷言するに躊躇せざる所なり、然り而して我國監獄改良の真相如何と云ふに過去十年以來政府、當局者の間に協同一致し以て改善の歩を進めつゝありと雖も獨り其費用の地方稅支辨たるよりして勢、甲乙地方經濟の上に貧富其度を異にするあるより遇囚其他監房の構造等未だ瑕瑾なしとせざるのみならず其管理權を地方官に抛委しあるより今日尙此社會の改良をして趑趄せしむるの嫌なきにあらざるか如し、依是觀之は政府、當局者の如何に之れか完備を望むに急なるものあるも亦如何に行刑機關の大成を庶幾するものありと雖も得て其成效を奏する能はざるへし、果して然りとせば如何にして此の外國人の籍口迷誤を提醒せしむるを得んや而して能く之れか迷想を打破せずして奚ぞ能く條約實施の擔保を解除することを得んや、其他現に政府は條約實施條件の唯一として警察官監獄官練習所開設の計畫あり其經費豫算は今や兩院を通過せんとす、本豫算にして果して議會通過の曉きに至らば警察監獄の顧問として外國人三名を傭聘せんとすの豫定なりと云ふにあらすや

既に前述の如く監獄改良問題は我帝國に於ける政策上の大問題たること疑ふへくもあらずとせんか監獄費國庫支辨法律案をして是非とも當期議會を通過せしめざるへからざること亦明かなり、而して一面國民一般の負擔より考察するも元來監獄費は其地方費支辨たると將た國庫支辨たるとを問はず等しく是れ國民全

般の負擔たらざるへからざるか如く地方に於て増租法律の結果として多額の負擔を國民に負荷せしめたる今日、尙監獄費を地方費の負擔となし置くか如きは條理を得たるものにあらずなり况んや地方費なるものは租稅賦課の大原則に悖り比較的貧富の間に權衡を得ざるに依て之を見るも此際地方費を輕減し民力を休養するの必要あるに於てをや是れ本費の性質然らざるを得されはなり、又况んや今回發布の増租法律なるものは五ヶ年有期にして之れか代補たる監獄費は無條件に、永久地方費の負擔を輕減するものなるに於てをや是れ即ち今日に於て本案を執行するの好時機なりと謂ふ所以なり、人或は監獄費を國庫に移すときは其費額の増嵩を恐ると雖も是れ亦低價を以て高貴物を購はんとするものにして監獄改良の大業は比較的 high price にあらざれば之を成就するを得ざるを如何せん故に予輩は斯の如き論者を目して一錢を惜んで百錢を失ふの主錢奴と謂はんと欲す、最も今日に於ては府縣の經濟、各貧富其度を異にするあるより甲地方は比較的監獄の構造を良好にするありと雖も乙地は貧弱負擔に堪へず餘義なく廢屋に等しき牢獄に甘んずる等の事實より之を國庫支辨に移すときは従前に比し多少の増費を要するは素より止を得ざる所なりとす要約すれば監獄費國庫支辨問題は刻下實に我國家の休戚、國民全般の利害に關すること尠少にあらざるを以て此際國民の代表者たる議會は宜しく慎重に慎重を加へ本案の通過を圖るに務むるの義務ありとす若し一步を誤まり此過渡期を默過するか如きことあらんか議會たるもの何を以て國民に對せんとする予輩は議會、政府并に斯道の爲め不文を草する豈に故なしとせんや議者夫れ如何と爲す



論 說

◎伯林見聞雜記

小河滋次郎君談話
中村襄君筆記

第一回 警視廳

私は今回より獨逸伯林府の模様を少し續けて御話しをして見ようと思ひます彼の伯林府は御承知の通り歐洲大陸中での繁化の大都會でありますから中々盛んなる處でありまして同市全体に就て様々の事を細かに御話し致しますれば幾干でも種がありまして恰も江戸繁昌記とか東京繁昌記とか申すような奇妙なる珍事が顯はれ出ましまして随分面白しく御座りまするが左様の事は斯會の雜誌には宗旨違ひで御座りますからこれ等の事は總て相除きまして只斯業に關係を有する即ち犯罪等の事柄のみを摘みて聊か御紹介致しまする積りであります

伯林府の犯罪界の事情に就て御話し致しまするには第一警視廳の模様から申し述べまするのが順序が宜しいかと思ひまする諸て同府警視廳の位置は日本で申せば恰ど上野の停車場前と云ふやうな多くの人々の輻輳する處即ち「アレキサンデル」停車場と申す處の側でありまして其構造はてうど四ツ角に當て設けられたる大建物にて巍然として中天に聳へ伯林府をさも我物顔に瞰視して居りまする最も壯麗を極めたる建築でありまする警視廳の爰に移りましたのは寔に近年の事で其以前は「モルケンマルク」と云ふ處にありたのでありまする習慣と云ふものは妙なもので土地の人々は警視廳の事を今に「モルケンマルク」と申して居りまする「モルケンマルク」と謂へば人々が警視廳の事であると承知を致しまする我國にて鍛冶橋の役所と云へば人々が警視廳とか鍛冶橋監獄署とか直ぐ聯想するやうな譯であります

此建築は數十年前に設計を爲したのでありまするが何に致せ恠かる非常の大工事でありまして其經費も實に莫大である故度々否決せられ又其設計も幾度となく變更し工風に工風を練り意匠を凝らしたるものでありまする此建物の附屬としては即ち警視廳監始じめ其他重なる役人の官舎もあり又留置場などは最も完全に設けられてありまして其規模の宏大にして壯麗なる同市の諸官衙中第一番立派なものでありまする中々口頭や筆先きなどでは迎も其實際を寫し出す事は出来兼ねるのである

役人の數は確どは覺えませんが内務省や大藏省のやうな大きな官衙よりも餘程多數である事は慥かで御座りまする爾うして流石人口百五十万人を有する世界の大都會の安寧を掌る處の警視廳なれば其事務の繁忙なる事は實に驚きました我國の警視廳などに比しては一層事務多端であるやうに思はれるのである我國で申しますれば部長とも申すべき役人はじめ以下屬官等は全く立ち續けにて事務を執りて居りまして少しの休息をする追もなく働き居りまするから側でボンヤリして見て居るのは氣の毒に思ひまする私は御承知の如く専ら監獄事務の模様を視察するのが目的でありまするから他の事はさし置き先第一番に刑事部と申す處に參りて其實況を見まするに爰は日本の警視廳の第一部と同じ事務を扱ふ處なれば種々雑多の人々が朝から晩まで集り來りまして一番面白しき處でもあり又一番監獄事務と密接の關係を有して居りまするから私

者あり或は逃走者の搜索を出願する者或は喧嘩又は争論の説諭を願ひ出づる者ありなんのことはない我國の警察署で扱ふやうの仕事をして居る役人の卓上には夫れ等幾百通の書類が忽ちに堆つ高くなりまするが役人が夫れ等の書類を一々見讀して直ちに處分案を附し又は他の主管に配賦して處分を求むるの手際は寔に熟練なものにて其敏速なるは誠に感服で御座りまする

又來廳する人民には別に受付など申すやうな六ヶ敷係はなく直ぐに部長に面會を請へば部長は一々之れに面會して丁寧親切に其來意を尋ね又は其所用を指示する等誠に輕易簡便にして成る程是れでこそ眞に人民保護の爲めに設けた御役所かと思ひました其一例を擧げて申しますれば立派なる紳士然たる風を裝ひたる者ノコノと遣つて來まして部長に面會を求めますから私は先づ其人の何者ならんか又其要件は何事かと其動作を見て居りまするに其者は何んもなく物慣れぬ様子にて心中には儘にヒク付と狼狽とが埋伏して居る様子にて又服裝は立派なるもことなく其風采が不粹で服が身体に合はず又地質の色合が流行に遅れて居る等左様日本で申せば日蔭町若くは柳原製どの判定を受けそうなる「フロックコート」を着し我慢して澄し込む風采は私どものやうな其土地に不慣なる者にて彼の所謂田紳と判定することが出来る併し其用向は未だ判断が出来ませぬ故私は御苦勞にも尙田紳先生に注目して居りますると先生は難て部長に面會してヒソ／＼として泣くか如く訴ふか如く又怒るか如く何事が話しました處部長は之を聞き終り頻りに頷きつゝ宜しひ分りました夫れでは此次の室に御這入りなさひ爾うして其處に犯罪名簿がありまするから夫れを繕く々々して善く繰りて御捜しなさひと謂へば田紳先生は然らばとて指圖に従ひ其室に入り敷へられし如く一心不亂に其名簿を繰返し／＼捜かして居る其様子の可笑さ別に問も尋ねも致さんでも田舎のボツト出の先生にて例の詐欺師に多くの金を捲き上げられ其敵手の搜索を願ひ出でたのだと云ふことが判断し

得らるゝのである

此イカサマ賭博を業とする詐欺師の事を彼國では「百性を捕子にする人間」と申まして此處で申しますれば淺草とか上野とか云ふような澤山の人々の輻輳する處に徘徊して居り爾うして田紳と見ると種々の甘言を設け之れを捕子にしイカサマ博奕を勧めこんで其所持の金品を騙り取る者にて近頃我國に流行する詐欺賭博と全し事でありまする此犯罪名簿と申しますものは寔に善く完備致して居りまする警視廳にては平素不埒の奴と認むる時は終始其舉動に目を着けまして各其部門を分ち調製したるものにて例へば掏摸、窃盜、搔拂、強盜、詐欺、火附と云ふ如く彼等には矢張り其悪事を爲すに専門が御座りますれば之れを分類して尙其住所姓名年齢着衣來歴等を委しく附記し且其寫眞が一々挟んであります尤も此名籍には概ね以上の如き所謂習慣犯に屬する者多きも中には毆打又は殺人犯等の者も御座りまして其寫眞の數は今日では凡そ五千枚位なれど年々數百つゝ増加する哉に承知致しました

諸彼の田紳先生は血眼になり横目も觸らず熱心に其名簿中の賭博の部門を繰返／＼捜査致して居りましたか難て聲高く居た／＼是れだ／＼と叫びました蓋し彼か金を騙取したる犯人を此名簿中より見出したる事でありましよう先生慌しく部長室に駆け込み其由を告げたりけん部長は刑事巡查を招き其者の逮捕に向はしめたる様子なれば其犯人は多分即時に捕縛せられたる事と信しまする

一度此名簿に登りたる者は前申せし如く其住所は勿論總ての事柄一々明瞭になり居りますれば恰も連鎖を附けて房内に撃き置くも全し事なれば是れと極まれれば誠に煙草を一吹する間に引致し來る事が出來まする又私は或る朝全部に居りました時一人の老婆眞青になりて曲りたる腰を伸べ又摩りながら喘き／＼駆け込んで参りましたが碌に物をも言へザラ／＼氣に何事をか述べ始めしか一向其意が通じない部長は辭靜

かに愚論致しますれば老婆漸く少々落附きたる様子にて其の申しますには妾は後にも先きにもタツタ一人の息子限りでありまするが其最愛の息子が昨夜不圖家を出ました儘今朝になりましたも未だ歸り來りませぬ私の息子は常平生極々の堅人にて是れまで斷りなく一晩ても家を空けた事はありませぬ夫れ故昨夜歸らぬのは決して只事とは思はれませぬなんでも強盜にでも殺されたか又は河にても落ち入りて死んだ事と存じまする誠にハヤ大變の事になりました警察の御力で何卒早く御搜索を願ひますとて「ツイ」泣き出す無理もない咄だ部長は穩かに之れを制しつゝ昨夜來の出來事に係る書類を引き寄せ其中から「スプレ」川に於て溺死したる（スプレ）川は伯林府内を横流する大河にて恰も我東京の隅田川の如く往々投身者又は溺死者のある河なり）報告書の中より年令廿一二歳位の男子にて昨夜「スプレ」川に於て溺死せしどの書面を見出し暫らく首を傾げ考へ居りしが聽て其報告書を老婆に示し且其着衣なそを尋ね是れは心當りなきやと問を懸けましたスルト老婆は飛び附く如く首を延べ頰りと其書面を讀まんどあせりますれど老眼の悲しき明かに讀み得ぬは幾度も眼を拭ひ／＼漸やくに讀めしと見へア、是れだア、是れは妾の息子「ツタ」一人の最愛の息子に違ひありません早く／＼早く本人を見せて下されど殆んど狂氣の如く叫びました部長は尙老婆に申しまするには似寄りの者は隨分澤山にありますから「マア左様に驚かれぬが宜しひです若し是れに御心當りがあるならば此死體は本朝「モルク」モルクとは變死人等にして其住所氏名の不明なる死體を陳列して置く處なり）へ送りましたれば兎に角全所へ行きて御覽なさいと謂ひければ老婆は屠所の羊の如く力なく／＼進まぬ歩を「モルク」即死體の陳列場へ向けて移して參りました伯林の「モルク」は警視廳より凡そ二十四、五丁程ありまする其死體が果して彼老婆の最愛の息子なるや否やは分らぬと彼の心情を察しまして親子の情さこそと思ひ誠に氣の毒に感じ老婆の悄然として出て行く姿を見送りまして思はず涙

をボロリと落しました

此「モルク」即死體陳列場なるものは未だ我國には行はれませぬが警察上頗る有効でありまして現今に於きましては歐洲にては到る處大底實行をして居りまする「モルク」の組織の一番早く設けられ又其規模の大なる其方法の完備なるのは佛國の巴黎府に在るであります其位置は巴黎府の「セーヌ」川の邊に設けてあります此「セーヌ」川は御承知の如く巴黎市街の真中を流れて居る大河でありまして矢張り伯林の「スプレ」川の如く此川には度々過ちて溺死したり人に投げ込まれたり又投身したりする等多くの事故の常にある處であります「モルク」は總ての變死者を兎に角一時送付して一般市民の縦覽に供し引取人の搜索の便に設くるものでありまする夫れ故何れの「モルク」も其位置は大底市街の中央にして人々の群集する處又は其出來事の多き場所を撰みて設けてあるで御座りまする巴黎府の「モルク」などは何時參りて見ましても死體五、六体位つゝ陳列してありまする

伯林府の「モルク」は私の下宿して居りました處より僅か一丁半か二丁許りの處でありました故度々參觀を致しましたが巴黎府のに比べますれば其規模も少さくして死體も多き時には隨分五、六体位ある事もありまするが又絶へてなき時もありまする如何の譯が私は善く存じませんが伯林では變死者の親屬や知人が分りて引取人がありまして兎に角變死者の死體は一應「モルク」に持ち行く事になつて居りまする多分裁判醫學の調査上必要ある爲めでもありませしやう

話しは復た戻りまするか以上の如く願人や訴人が續々蟻り來りますると部長は夫々面會して其用を辨じ了りまする時分には昨夜來連れ來りたる處の被告人の尋問を始しめる又証人が遣て來る其混雜なる恰も市場の如くなるも役人等は其中に立ちて各其主管の事務を着々處理して毫も錯雜せしむる事なきは毎度ながら

私は感服せざるを得ざる次第である

私はモウ一つ譽めねばならぬ事があります夫れは日本で申せば刑事巡査であります彼の嫌疑者を拘引して参りまして其下調べをする役人の熟練にして且巧みなる事てあります日本などにたきまして被嫌疑者を刑事巡査か尋問する時は随分あら／＼しき言語を用ひ中には叱咤又は脅かし文句などを並べ其勢凄ましく彼の調子では随分極内々にてボンコウ一つ位は進せぬとも限らぬと思ひますか私は彼國で調査する處を度々實見致しましたれど其應答の穩かなる其語調の整々たる恰も相識ある友人同子か懇談する如くでありまして其應答は諄々として其間自ら慈愛の情を含むより彼ら被嫌疑者は知らず識らず其穩言に釣り込れ遂に其急所を押さへられ白状せざるを得ざるに至る事所謂眞綿で首を締めらるゝ如く否や應なしに罪に服するに至るのである被嫌疑者は其役人の地藏面の中には刃の借み居る事を知りつゝ遂に再ひ抗する事の出来ぬ證を其帳面の上に記されて仕舞ふのであります實に其熟練には感服を致しました然して調査済みの者は拘留監へ送り又新たに捕縛し來りましたる者は皆馬車にて留置場へ押送する順序であります彼國に於きましては如何なる場合に於ても細附の者を市内に歩行させる事は一切ありません若し左様の事かありますと夫れこそ大攻撃大騒動か始しまります開は畢竟本人の權利保護上重大なるのみならず又市の不体裁にして且人々の感情を害するからの事であります我國でも早く市民が左様の議論を盛んに爲すようになりたきものであります

被告人等を押送する馬車の構造は大底八人乗で各分房制にして一々扉か附けてありますれば互に相見する事は決して出来ませぬ右八房の外に扉なき一室かあります是れは護送者の乗る處であります護送馬車の事でありますから固より奇麗だの立派だのと申すような構造でない事は勿論であるか兎に角堅牢にして外部は總て綠色に塗りたるものにて且逞ましき肥馬を用ひて居りますれば例のガタ馬車然たるものに比ふれば殆んど殿様と乞食程の違いであります

伯林の人々は此馬車を指して綠馬車と申します是れは申すまでもなひ青く塗りてあるからで市民は一般此馬車に出遭ひますと不快の感を起します随て此綠馬車と云ふ事は頗る輕蔑したる意味の含まれてある事恰も我日本にて赭色の御仕着せとか鎖の珠數繫きとか申す如くである

警視廳に於て調濟の上は或は放免を爲し又は裁判所監獄署等へ送る事でありまして警視廳の方は餘り長くなりますから此邊で一度止めまして次には「モアヒート」に在る刑事裁判所并に監獄署の概況を御話し致しますよう

(未完)

筆記者曰く生元來速記の術を知らず唯先生か口述する處の大意を記し舒列するものなれば遺憾なから先生の高妙の味の存する處を寫し出す能はず請ふ幸に恕せよ

○新年の所感

若山茂雄

烏兔匆匆恰も矢の如く昨は之れ新年を喜ひし三十一年も今や亦た茲に三十二年の新正を迎ふると共に晴昔に屬せり噫々歲月の去て還らざる具に驚くに堪へたり然れども我が監獄事業は彼の舊年を送りて一陽遷轉和氣萬然の間此の新年を迎ふと同時に稍々成長し來りて將に幼年の境域を脱出し壯年の佳域に進み健全なる軀軀とならんとす豈に欣賀せざるへけんや抑も此監獄なる軀軀は最も不健康なる最も發育の遅き不幸兒

にして甚た頼み甲斐少なかりき是れ他なし有養當を得ず滋養全身を肥すに由なく可憐の境遇に放抛しありたればなり然るに近時育養漸く軀身に適し健康舊に陪せり自今益々勇壯快活なる精神を鍊磨し多望多事の衝に當り不撓不屈盤根錯節を避けず難を忍ひ業に耐へ餘勇山河を壓するの概なくんばあらざるなり
改正條約は愈々本年七月一日より實施せられ帝國は始めて列強と對等の位置に立つを得べし
夫れ極東異色の人種を以てして所謂基督教國と對等に位置す世界の歴史に於ても帝國の歴史に於ても振古未曾有の盛事にして正に新紀元を開くものと謂はざるべからず苟も進歩の精神を懷て革新の業を遂行せんと欲せば一片の雄心猛志を涵養し姑息小心繻繻の舊夢を蟬脱し年と共に新ならざるを得んや監獄管理の局に當るもの夫れ自重せよ

監獄は已に斯く成長せり已に十年以上に達したり予輩之れに向て相當の希望を述ふる決して其の無理ならざるを信ず然れども其望や甚た多く二三にして止まらざれば一時に之れを求むるは難きを責るの嫌を免れざるべく故に先づ其第一着手として最も重大且必要なるものを註文せんに已に丁年に達せしからは一切他の羈絆を脱し獨立獨歩地方の政務と分離し裁判權と併立して行刑の体面を保維し國家の強制權を鞏固ならしめよ然り而して進取的に又自動的に之れを實行せよ最早舊時の如く自然的に放任し他動的に委託すべき安閑の時にあらざるべし

監獄費國庫支辨の法案も今期議會に提出せられ來る明治三十三年四月より實行せらるへしと予輩宿昔の希望漸く茲に暢んとす豈に一大快事ならずや監獄費を國庫に復するの議朝野に興起せし以來殆んど拾年其翹首して待ち遠きこと譬ふるもなし若し熱心深からざるものなりせば此希望は疾く煙散霧消して忘失すへかりしも素是れ國家當然の事業として其然らざるへからざるを信するか故に予輩の希望は倍々鞏固にして其

熱心の度は一蹶跌あることに一倍して來り終に今日の時運に値遇するに至れり語に曰く陽氣發する所金石も亦透す精神一到何事か成らざらんと寔に宜なる哉

本年は監獄にとりては眞に千歳の一遇にして監獄事業に一大革新をなし新紀元を開發すへき準備をなさざるへがらざるの時なり此盛時に際し大に監獄の組織を變改し費用の國庫支弁に復すると同時に劃然地方の政務と分離し地方官の羈絆を脱して中央の主管に屬し全國畫一に行刑の摸範を示し進歩改良の實効を奏し列強の注視者をして後に瞠若たらしめざるへからず監獄改良の時機としては本年は空前絶後なり此機に投し驚天動地の革新を斷行せずんば終に又更進の期なからん予輩切に思ふ現時監獄事業の地方政務に屬し地方官の配下に隸するは一に其費用の地方稅支辨の故を以て然るならん已に其費用の國庫に復したる曉に於ては刑の執行上毫も地方長官の干與すへき事あるなし刑の執行は刑法監獄則等に依り典獄固有の職權をもつて當然決行すへきのみ更に地方に隸屬すへき理由を發見する能わざるなり現時監獄事業か地方政務中に在りて如何に待遇せられつゝあるか如何に育養せられつゝあるかを研究せば蓋し思半に過くるものあらん其發育の充分ならざりしは偶然にあらざるなり此可憐の境遇を脱せしめ之れを救ひ之れを援け卓立不羈の地位を與へざれば獄務百年の計は到底蒸潤了せんのみ世の憂を共にするもの豈一滴の血涙なくして可ならんや

監獄改良の事之れを口にし之れを筆にする容易なるものゝ如しと雖も其複雜繁難なる恰も乱繩を解理する如く事甚た至難に屬し一朝一夕に計圖すへき業にあらざるのみならず時期已に切迫半歳の前途に在り鋭意熱心着々其準備に精勵し期に臨み周章するなきを要す

前述する如く振古未曾有の時機に際會し非常の英斷快刀亂麻を斷つ的の革新をなさんとせば進取敢往以て

其希望を成就すへし決して自然的他動に依頼し開口一番棚の牡丹餅の落來るを待つもの僥倖を期すへけんや監獄事業に従事するものは勿論世の同情を表するもの忍耐強根急速に飛躍の地歩を作らざるへからず嗚呼青年は重て來らす一日再び晨し難し此空前絶後の時機も亦再來せざるを信す茲に新年の所感を記述し讀者諸君に告ぐ

○司獄官吏の讀書

有馬四郎助

凡そ肉體の營養に食糧の必要あるが如く、精神の營養また精神的食糧の必要あるは、吾人の嗽々を須たさる處也、然り而して犯罪なるものは即ち之れ精神的食糧の缺乏せる顯著なる反影なれば、この犯罪を醫するが爲めに精神的食糧の供給を爲すは、司獄官吏の職務たるも勿論なれども、吾人の見解によれば司獄官吏の更らに高等の職務は、先づ躬自ら精神の糧食を求めて之れが營養を励め、而して健全なる思想と高潔なる性情の蘊蓄を計るにあり、切言すれば供給者自らに供給するに在る也、蓋し其蘊蓄する所豊富ならずんは供給従つて豊富なる能はず、司獄官吏の給養感化の程度も亦た司獄官吏其人の蘊蓄の程度に越ゆる能はざるや識者を俟つて後ち知るべきにあらず、况んや其頭腦無一物にして沙漠の如く乾燥し而かも他を涵養啓導せんとを期す、天下寧ろ斯かる理あらんや、

然らば司獄官吏の精神的食糧は如何にして供給せらるべきか、賢明なる思想を説き出したる書籍は即ち最も大切なる滋養物の一ならずんばあらざる也、思ふに人間に理想を與へ、また人間に趣味を與へ、而して

人間の品位を高遠ならしむるもの、蓋し書籍の力に及ぶものは尠し、

吾人は司獄官吏諸君が讀書の嗜好なき没趣味の人々なるを信せずと雖、日夕の劇務は不幸にして諸君を驅つて終日遑々醒醒たらしめ絶へて書籍を讀むの暇なからしめんとす、斯くの如くんは即ち其人物は全く俗了せられて漸く乾燥無味となり、終には司獄の聖職に當るの價値を失墜せずんば止まざるに至るべし、豈に慨歎に堪ふべけんや、されば如何に劇忙の職務に従ひ如何に繁難の位地にあると雖、苟も司獄の聖職たる所以を解し併せて精神の營養上如何に讀書の大切なるかを悟らんものは、半夜孤檠の下常に卷帙を繰して靜かに最良の友人と物語るを怠るへからざる也、且つや精神的食糧として何ぞ必ずしも之を遠きに求むるを要せんや、若し讀者其人に於て潛心玩味する所あらば、我監獄世界の兩雜誌を始めとし吾人の爲めに具へられたる小河氏の著監獄學、獄務提要、中村三浦上田氏等の合著監獄官教科書、若くは同情會發刊の刑罰及犯罪豫防論等の如きは、寔に之れ司獄官吏に取りて無上の寶庫たらずんばあらざる也、吾人は習ふは教ふるよりも前にして、習ふは教ふるよりも肝要なり、との數語の中に存する眞理に服するもの也、而して西諺にも言はずや讀書は該博なる人を作ると、嗚呼夫れ讀書なるかな、司獄の聖職に在る者豈に一日も讀書を廢して可ならんや、豈に夫れ可ならんや、

○吾人の希望

一陽遷轉、今や茲に明治三十二年の新しきを迎ふ、祥氣朝に滿ち瑞光野に充つ、御堀の水は浚々として流

山上義雄

れて國運の無窮なるを表はし、禁城の老松は蒼鬱として君か代の千歳を寫す、晴天に舞ふの鶴は長壽の瑞を帯び御池に游戲するの靈龜に配す、斯の多祥多瑞なる新春に於て再ひ諸君と誌上に相見ざるを得る何の光榮か之に加へん、余輩は諸君と共に新年を迎ふるに際し茲に希望の一二を述べんと欲す

明治三十一年に於ては眞鴨監獄教誨師交迭の爲め端なくも佛教界に一大憤昂を醸生し一時政治問題となり社會問題となりて、新聞に演説に論難攻撃の聲熾なりしも、今や殆んど鎮靜に歸し僅かに其餘燭を或一部に存するのみなりと雖ども此事件たる確かに我監獄教誨上に大々の革命を興へたるや論なし、教誨の事業今日以後必ず面目を一新し不幸なる全國數万の在監人の頭腦を改造し再犯者の數を減する尠少にあらざるべく教誨の實効今より一層大ならん、余輩は僧侶諸君の佛教擁護に熱心なりしに敬服すると共に又僧侶諸君に向て要求を提出せざるへからず、余輩は信す、僧侶諸君の將に尽すへきの本領は寧ろ監獄教誨にあらすして況く社會に博愛の感念を扶植し出獄人の保護不肖少年の感化等犯罪防禦上欠くへからざるの機關を設け以て犯罪を未發に防ぎ刑罰執行の結果をして水泡に歸せしめず放免者をして再犯するの余儀なきに至らしめざるか如き慈善事業に在るならんと、抑監獄教誨の如きは唯其一部分に過ぎざるのみ然るに事荷も自家の利害に關する場合に於ては全力を灌く彼の教誨師問題に於けるか如くなるに拘はらず慈善事業に至ては敢て意に介するなきか如し是其本末を誤りたるものにして僧侶諸君の爲めに最も惜まざるを得ざるなり

試に歐米各國の歴史を見よ其種類の何たるを問はず慈善事業と稱するものは一として宗教團體の手に成らざるはなく就中歐米幾百の出獄人保護會の如き皆然らざるなし而して監獄の改良の如きも亦其原動力は政府にあらざりて宗教家の間に起り政府をして黙止する能はさらしめたり、換言すれば歐米に於ける監獄の

改良は宗教家の力に成りたりと謂ふを得へし、若し僧侶諸君にして彼の教誨師問題の爲めに爲したるか如き熱心と余力あらば願くは之を社會的慈善事業の方面に轉用し今日の如き冷淡なる我社會を教化警醒し無告頼るなきの同胞をして犯罪に陥らしめざるの途を講せざるへからず犯罪は或特種のものを除くの外悉く社會的原因にあらざるはなし現今我國の社會は不幸なる同胞に對し如何なる感念を懷きつゝあるか封建の頭夢猶未だ腦底を離れず暴を暴に代ゆる的筆法を用ひ監獄の改良遇囚の進歩を(人類的所遇)目し罪人優待と語り犯罪の増加此處に起因すと斷す實に人類の愛情を知らざる未開の民族と嘲笑せらるゝも何の辭か之に答ふるを得ん國情の同じからざる素より歐米各國と同一筆法を以て論すべからずと雖ども余輩をして忌憚なく謂はしめば我國に於ける宗教の力極めて薄弱にして國民の精神を支配するに足らざるものなりと斷言するを得へし余輩は國家の爲め及佛教將來の爲め僧侶諸君の深く此點に注意せられんことを希望するものなり况んや改正條約實施の目睫に迫りたる今日に於てをや

又明治二十三年以來屢々問題となりて今日に至る迄猶未だ未決の問題として存する監獄費國庫支辨案未だ議會に提出せられずと雖ども一たび議題たるに及べば一瀾千里の勢を以て通過するは固より疑ふ所にあらずるべし然れども由來該案は不健康見なるに依り聊か杞憂なき能はず本期議會に於ては政府も必ず提出すべく憲政黨素より宿論の貫徹を努むへければ余輩の宿望たりし國庫支辨案の法律として公布せらるゝの日蓋し遠きにあらずるべし果して余輩の豫期に違はずんば監獄の改良は茲に一大速度を加へ駁々として進歩し行刑上遺憾なきに至るは期して待つへきのみ若し夫れ此時に當て一方監獄以外に於ける防遏保護の機關備はらずんば終に効果を收むる能はざるべし我國宗教家たるもの宜しく本然の職務として之れか責任を双肩に負ひ内外相待て奏功するの覺悟なかるべからず此の如きは固より余輩の言を俟たず諸氏の己業に知

る所なりと雖も未だ事實に於て現はれたるもの稀有なるのみならず將來現はれんとするの徴を見ず是れ余輩の茲に一言して宗教家諸氏の憤勵を促さんとする所以なり

終に余輩は典獄諸君に向て注意を請はざるべからざるものあり政府は監獄の費用を國庫の支辨に移し總ての改良を計ると同時に完全無缺の司獄官吏を養成せんか爲め政費多端の今日に於て巨萬の資を投し之か教育の機關を設け今や各府縣司獄官吏中より練習生を帝都に召集せんとす而して入選の任に當るものは即ち各府縣典獄諸君なり若し一たび之が選擢を誤ることあらんか曾に政府の初志を空ふするのみならず監獄事業の前途回復すべからざるの不幸を來す誠に謹ますんばあるべからざるなり故に練習生選擢に丁ては須らく諸般の情實を棄て現在の位置に拘泥せず將來帝國の司獄官吏として愧るなきの壯年有爲の人物を探らざるべからず婆心の譏固より免るべからすと雖も敢て一言を呈して諸氏の猛省を望む

○三十二年度監獄界事務科程

野崎 宏

- 一 免囚保護事業の必成方法を設くる事
- 二 地方廳に令して別房留置人携帶乳兒の引取方及其保護上の設備を爲さしむる事
- 三 在監囚に教育を加ふる方法を擴張する事
- 四 日曜日は全然休役せしめ専ら教誨を施し又總囚に体操其他適宜の方法を以て運動を爲さしむる途を開く事

論

說

- 五 領置金の利子を以て在監人用書籍購入の途を開く事
 - 六 典獄特別任用は實務家より拔擢する事
 - 七 典獄増俸を斷行する事
 - 八 監獄事務官の數を増し府縣監獄本支署集治監の職務を鑑察し獄務の畫一を期し完成を圖る事
 - 九 府縣監獄に技師を派遣し監獄の改築移轉を要すべきものは地形方位水利拘禁囚豫定數等の實況を調査せしめ構造設計起工の緩急順序を定め監獄改造に關する確實なる成案を立つる事
 - 十 監獄學校の生徒は中學卒業生若くは之と同等なる學力を有するものより採用し卒業の上は各監獄に配置し監獄の改善を圖る目的を立つべし之と同時に速成科を設け各監獄現任看守を召集して簡易の行刑法を授くるは最も必要なり
- 余輩本年の行程に於て多大の事務を賦課せず又爲し能はざる事を以て當局者に誥薄するものにあらす余輩か本年監獄界に要求する科程は以上僅々十件に過ぎず敏才多能する當局諸君に一年三百六十餘日の長きを以て此僅々たる科程の遂行を望む誰か又過大なりと云はんや
- 監獄の前途に纏はる進行の妨害物として掃せざるべからざるもの又進行の容易なるを計らむか爲め其施設を要すること一二にして止まず然れども多くは他の法律規則と相牽連するものあり此等は唯り監獄當局者にのみ望み得べきことにあらざるも以上十件は他の法律規則に關係を有せず殊に以上十件の遂行は同しく監獄の事に心を注ぐもの、何人も異議なき所單に異議なきのみならず之か遂行に踏阻逡巡を許さざる所なり
- 蓋し當局諸君の熱誠と手腕に於ける這般の事を處する其の易々たること朝飯前の一些事ならむと信す若し

諸君にして此科程を終了する能はずんは諸君は如何なる制裁に服せざるを得ざるか減食か屏禁か抑も又閣室か峻嚴秋水の如き鋒芒を以て典獄を責むるの當局者一分の遲參に秋毫も假借せず若干の罰俸を科し可憐なる千萬無量の氓民に科程の終了を責むるの典獄躬先つ自ら自家の科程を終了せよ

○司獄官諸士の決心如何

中 村 襄

司獄官たる者の職務の至難なる責任の重大なる而かも其待遇の菲薄なる他官吏の比に非らざるや今更の如く言ふを要せるなり

願れば司獄官より他の官職に轉する者頻々として踵を接す而して其行く者は自ら之を榮とし勇み又僚友知人も之を祝し送るの事實にして現今に至り是か轉任交迭の尙一層頻繁なるに至れるを見る吾人敢て人の榮とし悦ぶものを不可なりとは謂はず然れど斯業の爲め又轉た慨歎に堪へざるものなき能はず之畢竟司獄官の位置待遇の菲薄なるに因るものにして事情止むなきか如しと雖も又其人か斯業の爲め飽迄盡くすべきの決心之れなきに因らずんば非らざるなり蓋し司獄官の職務たる頗る實驗的老練を要するより已に歐洲に於ては之を終身官たらしめたる處少ならず我國に於ても又之か必要を知ると雖も諸般の事情ありて未た之を斷行するに至らず然れども今日の司獄官は殆んど事實的終身官たるの地位に在るものなり然るにも拘はらず動もすれば他の官職に轉し又は轉せんと希圖しつゝあり甚しきに至りては司獄の職を以て他の官職に就くの踏臺視する者すら又なしとせず果して恚くの如くならんには何を以てか國家重大の刑律の目的

を達するを得ん乎又彼の所謂監獄の改良なる効果を收むるを得ん乎嗚呼是吾人の痛歎に堪へざる處なり吾人切に望む苟くも職司獄の任にある者は須加らく徒に名利に奔る事なく献身的斯業に馳るゝの決心を持し以て眞誠の名利を得るを期せられん事を

或者謂ん献抑も人として名利榮達を欲せざる者なし若し之を欲せざる者は仁人君子に非らされは一種の好奇者而已蓋し司獄官たる者豈悉く仁人君子ならん乎又豈悉く一種の好奇者ならん乎然るに之か名利榮達を望むべからずと謂ふは抑も亦難きを人に需むる者なりと然り吾人敢て人の名利榮達を需むるを不可とする者に非らざるなり然れども吾人謂らく眞誠の名利榮達なるものは其人に在りて存す取て其職務の如何に關するものならずと若し夫れ俸額及位置等の少しにても高きを占むるを以て直ちに名利を得又榮達を爲せりと謂はば吾人又何を可言はん乎吾人又何を可言はん乎吾人は信す現今司獄の職に在る博愛同情の士は第一國家の爲めに努むるの決心第二同胞を救治するの決心を爲しつゝありて彼の所謂名利榮達なるものを徒らに好むか如き事なき事を惟ふに此二者の決心なからん乎司獄官程割合惡しき職分はよも他にあらしとの念忽ち起り片時も此職に安んずるを得ざるに至るなり然れども吾人此二者の決心を爲すも敢て仁人君子なりとは謂はず又敢て一種の好奇者なりとは猶更謂はず是極めて普通の義理人情を行ふ人なる而已岳洋小河氏曾て監獄官教科書に説を寄せられたり其句中に謂へるあり曰く「已れ先づ賤んで而して人之を賤む監獄今日の患も亦た此に非らずや人は目して穢土となす吾れは此を以て天分を盡くすの福田と信じ己れの血と骨とを捧けて以て喪たる同胞を救治せんことを努む誰れか之を聖業ならずと謂ふ誰れか此所を聖域ならずと謂ふ凡俗曉られは則ち識者知る識者知らされは則ち神明之を認む神明の認むる所豈に凡俗の終之を曉るに至るの機なきを得んや獄卒と呼び外道と言ふ世計固とより吾れの關する所に非らず自ら己れに問ふて

熱誠、智能、博愛、同情の足らざるや如何と願ひ、よ、熱誠あり、智能あり、博愛、同情なる獄卒、外道なりと、言ふに至らしむれば、則ち吾人の望みは此に足れり云々」と嗚呼善哉、謂乎吾人司獄の職に在て其地置に安し善く其勞苦に耐へ其職責を盡くし以て眞誠の名利榮達を得んと欲せば、須べからく唯た氏の此言を服膺して之を實踐躬行するに在る而已なり。

頃日警部長の特別任用令の改正あり爲めに諸士の中蓋し又之か資格を得たる者あらん然れども博愛同情の深き司獄官諸士は岳洋氏の所謂其地位を以て天分を盡くすの福田と信し己れの血と骨とを捧げて以て喪ひたる全胞を救治せん事を努め而かも治獄の前途望恰如春東洋積年の迷霧を攪破するを以て實務とし眞誠の名利榮達を得んどの決心を懷かれつゝあるあれは縱令他に如何なる榮達の途あるも敢て是を棄て、彼を執らんとするか如き事之なきを信す况んや些々たる地位の異なる爲め此聖業を去るか如き事なきは吾人の斷言して憚からざる所なり然れども今や司獄官練習所も開設せられんとするに當り往事を顧れば吾人又聊か感ずる處あり婆心遂に黙する能はざるものあり知らず諸士の決心果して如何

○新春小言

留岡 幸助

歳改まりて心正さに新なり、新春の畫策と希望は之れ最も吾人心中の粹なりと謂はざるべからず、社會の事業枚舉に暇あらず、或は政治に或は實業に或は文學に或は宗教に各々人は其好む所、採る所の事業に向つて畫策と希望を樹立するは新春生氣の發動と謂はざるべからず、然らば即ち吾人は何れの方面に向ひ何

れの事業に盡瘁すべきか他なし監獄の改良、罪囚の感化ならざるべからず、我輩の人、口を開けば監獄の改良を談ず、曰く國庫支辨、曰く監獄の改築、曰く監獄則の改正と、素より此等の改正は燒眉の急に相違なしと雖も今少しく眼界を狭くし、注意を深くする時は目下の現状の裡に於て尙ほ爲すべく改むべきこと多しとせざるべからず、

抑く何れの事業も改良は二方面より來る、一は外部の改良、二は内部の改良是なり、監獄費國庫支辨、監獄の改築、監獄則の改正は外部の改良にしてこの三者完全に改良せられたりとするも未だ以て眞箇の意味に於ける監獄改良は完ふせられたりとすべからず、之れ外部の改良に伴ふ内部の改良の必要なる所以なりこの内部を改良せんと欲せば勢ひ人物の改良は必然の結果なり、この人物の改良てふことに二つの意義あり、一は司獄官の改良、二は罪囚の改良是なり、司獄官の改良とは上は監獄局長より下看守押丁に至るまで身を以て罪囚を率ふるてふ活人物を得るにあり、余嘗て前内相板垣伯に召されて監獄の改良の諮問に與りしことあり、その時伯の言はるゝには監獄改良は少くとも凡ての典獄をして終身官と爲すにあらざれば眞正の改良は期すべからず、こは最要急務たらざや、と余答て曰く素より安んじて職務に執掌せしめんに典獄を終身官たらしむることは欠くべからざる一改正たりと雖も今日の典獄悉く終身官たらしむるは利弊混用の恐なきにあらず、先づ有爲有望の典獄數人を擧げて終身官となし、漸次之に従はば恐くは斯道改良の一裨益たらんと、余が卑見を憚なく言はしめば政府の司獄官吏登用は頗る濫用の弊少なしとせず、其最大の原因は政黨をして監獄を擾乱することなり、これ今日に於ける我國改良の一大弊害なり、米國が世界各國に對比して斯道の改良に先鞭を付し、分房制度、出獄人保護、不定刑期、條件付裁判等の發明ありしにも係らず比較的に進歩を來したる最大の一原因は大頭統の交迭する毎に米國を擧て監獄官を交迭し

ことなり、故博士アインズ、は其著「監獄事情」に口を極めてこの弊害を痛撃せり、自由、進歩、國民等の政黨が設立せられしことは芽出度とは雖もこの政黨をして監獄の進歩を阻害せしむるに至りては難有迷惑と謂はざるべからず、何故に局長は屢々交迭するか、如何なる理由ありてか典獄は頻繁に新陳代謝するか、一例を挙げれば我巢鴨監獄の如きは僅々數年ならずして、茲に七典獄を送迎するに至れり、之をしも頻繁ならずと云はば何をか頻繁ならずと云はんや、斯かる結果は必竟政黨の掛引にありて真正の意味に於ける監獄改良にあらざることを明かなり、

米國の如きは政黨の弊害に深く懲りたるが爲に近來は政黨に藩塹を造りて監獄に無經驗なる政黨員をして入こと能はざらしめたり、之れ近年に於ける米國監獄改良の一大進歩なりと謂はざるべからず、故に費府東監獄のカシデーは同監獄に典獄たること茲に四十三年、又エルマイラ感化監獄の典獄プロックウーイは四十有餘年の間能く典獄の位置を保つを得たり、吾人の希望する所は我國に於ても特別の法律を造りて政黨員をして監獄改良を阻害せしめざることに勤めざるべからず、之れ刻下の一大急務ならずや、次に言ふべきは司獄官の熱心是なり、

事業の如何なる種類を問はず熱心なくして争か成功し得んや、夫の刑事人類學の開山ロンブロー氏は犯罪人を研究するに驚くべき熱心を有せり、とは曾て外字新聞の報せし所なり、曰く

ロンブローの犯罪人に關する智識は頗る該博にして斯學の一家たることは何人も否定し能はざべし、ロ氏は美麗なる家屋なきにあらざると雖も氏は犯罪人を研究するに於ては頗る熱心にして氏の勉強室は犯罪者の骸骨と寫真にて埋没されたりと云ふ、

一千八百七十六年ロンブローが「犯罪人」てふ一大著述を完成して歐米の天地を震動したるは蓋し

一日の故にあらざるを知るべし、

夫の經濟學者にて「富國論」てふ一大雄論を主張したるアダム、スミスは讀書に熱心なること驚くべき程なり、彼曾て曰く

余は婦人に對すべき鄭重の禮儀を轉じて書籍に盡したり

と、「富國論」てふ一大著述豈に偶然にして成らんや、

又幼稚園創立のプロオベルは曾てマヨリマ、サンに一書を送りて曰く

詩神女は如何程御し難しとするも婦人より悲しみを與ふること少し

と、こは之れ彼が詩作の快樂を婦人以上に取りしことを云へるものならん、

ミカユル、アンゼローは彫刻術の泰斗なるが彼は曾て其嗜好心を洩して曰く

余は余の美術中に妻以上のものを有す

と、嗚呼如何に彼等はその探る所の事業と好む所の學に熱心なりしぞ、吾人が我が敬愛する司獄官諸君の裡に求めて得んと欲するものはこの熱心なり、實に我が監獄事業は事業中の一大至難事業なり、社會は比較的冷淡に、政府は比較的無頓着なり、この間に處して七万有餘の罪囚を教へ、導き、減せんとするは蓋し容易のことにあらざるべし、然れどもロンブロー、フレイベル、アダム、スミス、ミカエル、アンゼローが曾て有したる熱心ありて始て能く斯事業を成功し得可し、

嗚呼我が敬愛する斯道の友よ、只に定刻の勤務を完ふすることを以て満足するのみならず、或は斯學の研究に、或は自己の修徳に所謂斯事業を完成せしむ爲に必要なる事柄には何事に限らず最も熱心を盡して赤誠を披瀝して盡瘁せよ、日進文化の監獄改良は無爲徒食を以て爲すべきものにあらず、所謂吾人が精勵し

修養し、赤誠したるの結果たらずんばならず、ミカエル、アンゼローの語を以て言はれ
 余は余の監獄改良の中に妻以上のものを有す
 と云に至りて始めて能く斯事業を完成し得ると知るべし、

○携帶乳兒に付て

山本 徳 尙

監獄を見て吾等の最も悲惨を感じずるは女監に於ける携帶乳兒也罪なくして獄に投ぜられ未だ人生の光明を見ずして先づ其暗黒を見未だ自由の空気を呼吸せずして早く陰鬱の空気に圍繞せられ衣に赭色あるを知れども春花の紅は未だ其瞳子に入らず服に藍色あるを見れども夏山の蒼は未だ彼れの眼瞼に觸れず世豈に彼の如く悲しむ可く彼の如く憫れむ可き者あらんや元來監獄は罪囚に入る可く罪囚の外入る可からざるものにして如何なる事情あるにもせよ罪なき者を之に入ると云ふは其變則たるを免がれず今乳兒携帶を許すの事に付ては如何なる理由と事情とあるによるか吾等は之を詳知せずと雖も思ふに其乳兒を養ふものなきと親子の心情憫れむべきとの二ツによるに外なからんか而かも一方に於て乳兒其者の心身發育の上より見て如何其結果甚だ恐るべきものはなきか他に教育の方法なくんば致方もなきとなれども罪囚たる母に哺育せしむるより他に果して其方法なきか親子の情はさるとなれども此憫憫は却て乳兒の上に大害を及ぼすなきか今更言ふまでもなきとながら兒童教育上最も大切なるは心理的に生理的に最も完全圓滿の發達を遂げしめて其自然を障害せざるに在り然るに哺乳の時代に在りては兒童の心意は専ら受感に止まり總て外物の

刺激を受けて其感覺を生ずるものにて此外物の刺激より生ずる感覺如何は教育上最も注意せざる可からざるとにて見が尙母の体内にあるときすら母が受くる外物の刺激は胎兒に影響すと云ふなるに已に母体を脱したる兒童を罪囚たる母と共に在らしむるのみならず罪囚をのみ収容す可き監獄に同居せしむるとせば其害毒の恐るべきと言ふまでもなからん之を比ふるに傳染病室に乳兒を携へしむるに等しく其傳染を免れんと欲するは蓋し無理の希望ならんのみ

乳兒を獄裡に携帶せしむるとの非なることに付ては思ふに何人も異議あらざるべく唯如何にせば可ならんかと云ふの一疑問の存ずるのみ吾等は之に關して世の仁人義士に待つところあり宗教家慈善家に依るところあらんと欲すと雖も現今の如き日本の國情に在りては單に彼等民間有志の士を待つのみならずして公に於て之が方法を立てんとを切望せざるを得ず現今獄内に携帶を許さるゝは三歳未滿の乳兒にして三歳以上の者は斷じて携帶を許されず若し携帶兒三歳以上に達して引取るべきものなきに於ては其兒童は市町村長若しくは區長の手を経て公費により相當の養育をなすの制なりと聞く吾等を以て之を見るに今一步を進めて獄内には乳兒と雖も携帶を許さるととし其兒童は遺兒と認めて市町村長若しくは區長が公費により相當の養育をなすこと寧ろ適當にはあらざるか或は公設の教育所を設けて之に入るゝも可也或は私設の教育所に托するも可也或は私人に托するも可ならん兎も角も相應の手當をなして之が養育をなし罪なき者を罪囚の伍に入れ罪ある者をして罪なき者を教育せしむるが如きとなからんを要とす勿論此くするには市町村若しくは區には一方ならぬ面倒ならんかなれども元來罪囚ならざる者を司獄官に托するは其筋道を誤まるものにして市町村長若しくは區長が其手當をなすこと寧ろ當然の義務にはあらざるか東京市の如きに在りては市の養育院なるものあり遺兒棄兒迷兒の教育を托せられ其遺兒の中には入監者の遺兒をも含有して

現に三歳以上の者にして父母の入監以來該院に於て養育せられ居るものあり若し三歳未満の者にては獄内に携帶を許されざるとなれば其兒童は矢張り遺兒として養育院に托することを待べく區長に於て少しの手数——然り彼れが義務としてなすべき正當の数をなすの外少しの差支を見ざるべし唯だ此の如き教育所なき地方に於ては稍々困難ならんかなれども遺兒棄兒を養育すると同様の手續をなせば差まで困難はなかるべし吾等の考を以てせば各府縣共に東京市に於ける養育院の如き教育所の設置は早晚なかる可からざるものにて此點に付ても當局者及議者の一考を切望せざるを得ず兎に角現今のところ入監者の見は其三歳未満なると以上たるとを問はず獄内に携帶を許さざるとし之を遺兒と見做して市町村長若しくは區長が救養の方法を立つること至當なるべし

○對等條約と監獄教誨

問 野 闡 門

本年七月以後、中外雜居の大業、實施せらるゝ曉に於て、一朝吾邦同胞にして不祥にも外國監獄に抱禁せらるゝものありとせんか、彼れ締盟各國の政府は果して之を奈何に所遇するかは、蓋し是れ現下外交上に於ける人種問題の一條件として治獄上の最要緊急事件なるべし、されど余輩は監獄全般の事項に關しては、之を論究するの餘暇なし、唯一に精神的所遇に屬する教誨上の一疑問を提起して、大方識者の蘊蓄を煩さんとす、試に日英條約(第一條第四項)を繕ひて、信教上の法文を案ずるに、

兩締盟國の一方の臣民は、他の一方の版圖内に於て、真心に關し、完全なる自由及法律勅令及規則に従て、公私の禮拜を行ふの權利、并に宗教上の習慣に従ひ、埋葬の爲め設置保存せらるゝ所の適當の便宜の地に自國人を埋葬するの權利を享有すべし、

其他各締盟國の條約、信教の自由を確保せる明文其間に少異なきにあらざると雖も、締盟兩國國民は其版圖内全部に於て、均一の權利と、平等の義務を執持することは、實に條約の原則にして亦公法上の通則なるべし、現下の吾邦は立憲政体なり、而して彼締盟國も亦立憲政体なり、我邦の憲法に信教自由の確保あれば、彼國の憲法も亦信教自由の明文あり、我邦國民の人權至重すれば、彼國も亦人權を尊高す、由來立憲政体を以て天下に發表されつゝある、國際的條約にあれば、相互に獨立の大權を損せず、一國の体面を傷ざる程度に於ては、吳越同權、虢虞併進したる措置ありてこそ始めて對等條約の精神を發表したるものと云ふべし、

されば國家行政の一機關たる監獄に於てのみ争で此原理の貫通せざる理あらんや、近時我監獄界、雜居準備として監獄改良の呼聲、日を逐ふて高きは余輩の私に快とする所なり、乍去今余輩は所論上の必要より唯教誨に關する世の論旨二三を擧ぐるに、

外國人を我監獄に拘禁するに至らば、從て各自の信奉する宗教の上に益々異同を生ずべし、又况んや信仰の自由は帝國憲法第廿八條の認むる所なるに於てをや、本年典獄會議に於ける板垣内務大臣の指示事項中、外國人拘禁に關する教誨の件下に云く、少數の外國人に對し、特に教誨師を僱聘すること能はざる事情あるを以て、其地方同宗の宗教家ある時は、便宜之に囑托して教誨を行ふべし、

由是觀之無條約國人及無信的囚人には奈何なる種類の人格を用へ奈何なる教誨を執行せしむるや、又外國人は基督教徒なるが故に我監獄は其教徒の教誨師を置かざるべからずとすれば、彼國監獄に我邦の神道信徒入監するに於ては、神官を入れ、佛教徒入監すれば佛教徒教誨師を入れて教誨を執行せしめざるべからざる理ならずや、天涯海角異郷の鐵窓に呻吟し、憂愁の涙に沈み、空しく故園を夢む可憐なる我同胞は果して奈何なる教誨を聽聞するや、嗚呼思ふて茲に至らば誰が悲憫の涙を濕さるものあらん乍去新條約には外國人の繫獄に關して何等の規定なし、是れ固より以上の事項は條約を以て規定すべき性質のものに非ずと雖も、事、苟くも人權の屈辱と國家の体面に關するに於ては、豈敢て此を等閑視するを得る、よろしく我當局者は慎重の措置を採り、充分の協商を凝して、外、列強の嗤笑を招がざらんと共に、内、益吾邦國民の寛宏を示さるべからず、

思念一轉して吾邦外交の實歴を達觀せば、今日は是れ治外法權を撤回したるの日にして、外國人を我法律の下に支配するの秋なり、彼の井上大隈兩伯案、及青木榎本兩子案の如き、吾邦外交上の過渡時期に於ける平面的對等條約にあらざして、陸奧伯案の絶對的對等條約の成功せし今日にあらざらば、然るに現下時は非なり、我は彼に優に、彼は我に酷なり、我れ彼に傲げんとし、彼れ我を無視せんとす、是豈對等條約の精神ならんや。



獄事茶話

小河岳洋君茶話

中村 襄君筆記

○獨逸バーデン國監獄の教誨師クラウス氏退職す

師の斯業における效績の偉大なるは人々の皆善く知る處なり師は職務の余暇を以て多くの書を著せり師の著書中殊に江湖の喝采を博したるものは耶蘇前後における監獄沿革誌と題するものは是なり師は又曾て日本の監獄教誨師の位置待遇の事に就て一編の論文を書きたる事もありて日本の監獄の事狀には委しく通曉し居れり師は教誨師として其職にある事殆んど五十年なりしが本年は多分七十五六歳の高齡に達せしなるべし師は昨年八月中老衰の故を以て退職せられたりと聞きぬ吾人の最も師に感謝せざるべからざるものは師の免囚保護事業に力を致されたる事はな

り師の此事業に力を致されたる事は一にして足らずと雖ども就中獨逸聯邦の「バーデン」における免囚保護會社は最も發達したるものにて之れに關する總ての機關は善く完備し今日に於ては眞に免囚保護會社の活模範を以て稱せられつゝあるなり其會社の設けられたるは今を去る事十五年前即千八百八十三年師自ら會長となり盡力せられたるものにして爾來師の手に依りて保護を受け其民に復歸せし者の數は今日に至るまで凡三千有餘の大數に達せりと氏は今教誨師の職を退くと同時に免囚會社長の印綬をも他人に譲りたるも同會社は尙師を推して名譽會長とし間接の助力を請ひたりとの事なり

師は「カトリック」派即舊教と稱する宗派に屬する僧侶なりしが師の名聲の赫々たるは教誨師としては聞ふまでなく又一一般の司獄官として重く世人より尊重せられたるなり

師の今日迄に至る効績を若し仔細叙述せんとする時は蓋し一大書冊となるべくして一朝一夕の業に非らざるなり予は今師が斯會より退職せりとの報に接したれば聊か師の事功を掲げて同攻の士に告ぐ

○囚徒在監期五十年

獨逸より近着の通信に依れば「チロストリヤ」の監獄に於て四徒五十年祭を執行したりとの一珍話あり升は實際執行したる譯には非らざるべし思ふに五十年間無事に執行を受けたる者があると云ふ事を形容せし語なるべし其囚人は本年八十六歳になる老囚にて此者が始めて入監せし時は千八百三十二年即今より六十七年前にして其罪質は放火犯にて一度放免となりしが幾手もなくして又犯罪を爲したる爲め捕へられ更に刑を重ねて科せられ（彼國の刑法は我國の如く數罪併發の例を用ひず一罪毎に相當の刑を科する爲め慙く長くなる事珍らしからず）入監し本年に至り全く五十年間無事に服役せりとの事にて彼老囚は「チロストリヤ」の監獄は總て轉々し來り殆んど入監せざる處なく從て其沿革等は仔細に知悉し居れば吏員等は彼を稱して生きたる字引と謂ひ如何なる老練熟達家でも何程賢明なる司獄官でも彼の獄事に悉しきには皆舌を卷ひて居るとの事なり左もあるべし彼は實に昔の暗黒慘忍を極めし時代より今日に至る迄改其の沿革は總て實驗的に知了し居れるなり

○押送囚の暴發

近着の魯領浦鹽斯德新聞に依れば此程魯國義勇艦「ヤロスラウ」號艦船に流刑囚二百五十人を登載して薩哈連島へ向け發航せしに囚徒等は窃かに通謀して船長機關手を除くの外總ての船員を悉く殺戮して船を日本の海岸に着けしめ日本へ上陸したる上船長機關手をも殺戮すへしとの密計を運らし將さに暴發せんとするに該り同囚中一人の不同意を稱へし者ありし爲め幸にして事成らずして發覺せり其不同意を稱へし者は憐むへし議の合はさりし者の爲めに殺されたり彼の一命を失ひたるは氣の毒なる事なれと彼

「チロストリヤ」の監獄は往事は随分慘酷なる方にて此老囚は曾て鎖にて縛せられ監房内に繋かれ身體の自由を止められ居りし事二十年間なりしと云へり彼は本年八十六歳にして殘る刑期は尙六年ありと云へは彼が無事に壽を保ち出獄する時は彼は實に九十二歳の老翁となるなり蓋し彼は監獄内を以て却て安樂郷として今日にては更に苦痛を感せず寧ろ社會に出で餘生を送る望更になく監獄の忠僕として頗る謹慎しつゝありと

○寢小便全治の發明

は實に一身を以て數百人の性命を救ひたる忠僕と謂ふべし是れか爲め船中の騷擾一方ならず船中も亦一時非常に動搖して中々危険なりしも一囚の異議を稱へる者ありし爲め甚しき大事に至らずして止みぬ

幼年者の寢小便する癖ある者は一家内に於ても又幼年寄宿所或は懲治場等の如き幼童の集る處に於ては其患者は尠なからずして之か治療に就ては人々の苦心する處なるか今日迄の實蹟に依れば殆んど不治の病氣として僅かに人工的の注意に依り多量に水を飲ましめぬとか夜中度々起すことかする外途なきものゝ如し然るに頃日「ドクトル、レビー」と云ふ人其原因を探求したりとて報告して曰く抑も幼童の寢小便を漏らす所以のものは鼻腔内の皮膚に異狀あるものなれ之を治せんと欲せば先其鼻腔内を検し之れに向て療治を加へざるべからずと此説は曾て已に英魯の醫士も之れを唱道する所以あり寢小便を漏らす幼童の鼻腔を検する時は必ず腔内常に多くの鼻糞濃厚なる液汁又は一種の涙を出し且腔内常に衝腫を起しつゝ

あり之れ畢竟鼻腔内の皮膚の病的あるの證にして之れを健全ならしめんには左の方法を行ふを要す

第一 鼻腔内の皮膚を幾度となく掻きむしりて新しき健全の皮膚を造るべし

第二 カワマン氏の吸入器を以て左の處方の瓦斯を吸入せしむべし

- Menthol (メントール)
- Eucalyptol (イカリョプトール) (イナル)
- Terpineol (テルペーチール)
- Oil pini pumiliowm (オィン、ピニ、プミョウ、チン、ア)

以上四種の油を當分にしたる液を造りて是れをあふりて沸騰せしめ其蒸氣を兩孔内（一方五回乃至十回位）吸入せしむ尤も其度數は必要に應じ増減するを可とす

第三 毎夜三回乃至四回若し極めて頑固性なる者は五回乃至六回つゝ起し用便せしむるを要す

第四 寢臥せしむる時は其床は足部の方を頭枕の方より少しく高く爲さしむべし

第五 晩食の時は成るべく汁液多きもの又は鹽分

多量のものを食せしむべからず
 以上五項中第三第四第五は是まで普通施しつゝある
 處の方法にして敢て珍らしき事に非らずと雖ども第
 一第二に至ては吾人の曾て聞かざる處の療法にして
 未だ是等の實驗なきに依り其效果如何は固より明言
 するを得ずと雖ども彼れ「レビ」氏も多年苦辛を重
 ぬ此れか原因及療法を發見せしとの事にて己に同業
 者中又之れか効績を認めたりとの事にして殊に其療
 法極めて簡易且健康上に毫も妨げとならざる方法な
 れは親屬又は懲治場其他幼童等の集合する處の管理
 者にして此患者あらは之れか治術を施し其結果を確
 められん事を望むなり若し果して効果あらんには是
 れ獨り患者の幸のみならず一般の衛生上に與ふるの
 利益亦著大なりとす

雜錄

○明治三十一年中監獄關係

記事

歳暮に草まり明治三十一年は茫乎として夢の如く

經過し終んぬ、一年三百六十餘日、此間予輩が監
 獄社會に於て如何なる變遷改善を見たりしやは本
 誌夙に他に卒先して讀者諸君の瀏覽に供したり、
 然りと雖も茲に歳首に當り重ねて既往一ヶ年中の
 監獄關係記事を類覽復記するは讀者通覽の便を圖
 り且つ本誌第十卷初刊の例なるを以てのみ、本會
 々友會員讀者夫之を諒せよ

一月

十一日 英照皇太后陛下の御一週年祭に相當せし
 を以て囚人の懲罰執行を一時停止し特に教誨訓諭
 を加へ靜肅に哀悼の意を表せしむべき旨通牒を發
 せらる 皇恩の優渥なる惠澤園圍の庶民に及ぶ聖
 德洪大なりと謂つべし

十二日 内務大臣伯爵樺山資紀依頼免本官、子爵芳
 川顯正任内務大臣

全 内務次官中村元雄依頼免本官、松岡康毅任
 内務次官

十七日 假出獄並假免監視上申書は地方長官の副申
 書を要せしを繁文省察の爲め自今認印に止め副申
 書を要せざる旨通牒せらる

二十四日 警保局長牧朴眞任監獄局長心得

二十七日 在監人に宛てたる小包郵便物は本人在監
 するときは其承諾を経て開封し取締上差支なきと
 きは差入物の例に依り本人に下付の手續を爲し若
 し應禁物なるときは其儘領置し本人出監の際下付
 すべき旨通牒を發せらる

二十九日 小河監獄事務官の發起に係る監獄茶話會
 第一回を神田美土代町青年會館に開設せらる、當
 日留岡幸助氏の條件付裁判制度、小河滋次郎氏の
 刑法草案に對する意見、山本德尙氏の幼年犯罪者
 に就て、原胤昭氏の出獄人保護事業に對する所感
 等諸氏の講筵あり

二月

十五日 司法省訓令第一號を以て檢事に於て囚人及
 刑事被告人押送方を定め自今檢事は遞傳狀を作ら
 す其之を發達すべき官署に對し必要の書類を添付
 し其押送方を指揮すべきことに定めらる是れ即ち
 明治三十年勅令第四百十五號及全年内務省令第三
 十七號を以て囚人及刑事被告人押送に關する規定
 を定め遞傳狀の作成は總て發送官署の責任とせら
 れたるに依り重複の手續を省察せられたるに過ぎ
 ず

二十二日 監獄事務官小河滋次郎任監獄局獄務課長
 二十六日 第二回監獄茶話會を神田青年會館に開催
 せらる、當日片山潜氏の慈善事業に就き希望、小
 河監獄事務官の條件付裁判制度、留岡幸助氏の米
 國に行はるる不定期刑制度の實況一斑、原胤昭氏
 の出獄人保護事業の概況成績等の講演ありたり
 監獄學、帝國大學の科外講義に上ぼる小河監獄事務
 官之れが講師を囑托せらる

三月

十四日 監申第七號を以て上訴囚送還方は明治二十
 三年内務省令第五號但書に依り押送規則第一條但
 書を適用し警察遞傳に付せず直送すべき旨通牒せ
 らる是れ即ち途中の淹留を防ぎ費用負擔の偏頗な
 きを期するの主旨に出でたり

三十一日 勅令第三十七號を以て明治三十一年度歳
 出豫算中第一豫備費より補充すべき費途を定め左
 の監獄關係費用を補充科目と定めらる

一 囚徒及在監人諸費
 一 看守俸給
 一 巡查及看守給助
 一 巡查及看守滿年賜金

一 刑事被告人犯罪人護送及留置諸費(他は略す)

四月

六日 勅令第六十八號を以て臺灣總督府判任文官及
巡查看守として土語通譯の事を兼掌する者に特別
手当支給の件を定め一月七月七圓以内の額を支給す
るの道を開かる

二十日 北海道及内地集治監明治三十二年度豫定囚
員を左の如く定めらる

- 北海道集治監 五千八
- 東京集治監 千人
- 宮城集治監 七百人
- 三池集治監 千三百人

三十日 第三回監獄茶話會を神田青年會館に開設せ
らる、此日不定刑期制度を我刑法に採用するの可
否討論題に就き印南、赤司、山本、山崎、小河、
留岡諸氏の討論ありたり

五月

九日 明治三十一年六月一日より白耳義國アソツエ
ルス府に於て開設の放免囚徒並樂兒保護万国會議
へ參列方當時在歐中の有松内務書記官へ下命せら
る

十一日 勅令第九十號を以て閏年に關する件を定め
らる其文實に左の如し

神武天皇即位年數の四を以て整除し得べき年を
閏年とす但紀元年數より六百六十を減して百を
以て整除し得べきもの、中更に四を以て其商を
整除し得ざる年は平年とす

但此計算法に依り來明治三十三年は閏年に相
當するも本令但書に依り平年たることを知り
得べきなり

十二日 警視廳第四部長典獄矢部太一郎依願免本官
警視濱田彦一郎任警視廳典獄第四部長、警視荒木
賢受任警視廳典獄巢鴨監獄署長、全廳典獄巢鴨監
獄署長綾部敦磨補全廳市谷監獄署長、全廳典獄前
田傳任警視

十四日 内務省訓令第十四號を以て押丁給料額を改
正し四圓以上八圓以下なりしを四圓以上九圓以下
と改正せらる

二十日 在監人待遇の件に付内務大臣より地方長官
並集治監典獄へ内訓を發せらる、其要に曰く遇囚
諸般の事は自ら法規のあるあり苟も苛酷慘虐に涉
るか如きことなきは素より言を待たすと雖も改正

條約實施の期も目睫の間に迫れる今日に在ては尙
更其下級司獄官を訓戒し苛遇酷待に失することな
きを期すべしと云ふにあり

六月

十七日 勅令第四百號を以て監獄則第二十八條中を
改正し在監人の菜代一日金一錢以下とありしを金
二錢以下と改正公布せらる

二十日 勅令第四百十二號を以て臺灣總督府警察官及
司獄官練習所官制を公布せらる

全日 勅令第四百十四號を以て臺灣總督府地方高等
官々等俸給令を改正し典獄其他の俸給を左の通定
めらる

- 一級千二百圓 二級千圓 三級九百圓 四級八
 - 百圓 五級七百圓
- 但典獄は二級俸以下とす

全日 勅令第十六號を以て臺灣總督府職員加俸
支給規則中を改正し全勅令第十七號を以て臺灣
總督府巡查及看守手当支給規則を定めらる

全日 勅令第十八號を以て臺灣總督府警察官及
司獄官練習生に手当金及旅費支給の件を定めらる

全日 勅令第二十號を以て巡查看守俸給令を臺

灣總督府巡查看守に適用すべき件を定めらる

二十五日 第四回監獄茶話會を神田青年會館に開く
當日原氏不定刑期に付參考すべき事項、小河事務
官の人身測度法、留岡氏の不定刑期論等の講演あ
りたり

二十八日 勅令第三十號を以て陸軍監獄看守に一
ヶ月一圓以上三圓以下の宿料支給の道を開かる

三十日 内務大臣子爵芳川顯正依願免本官、伯爵板
垣退助任内務大臣

七月

四日 内務次官松岡康毅依願免本官、鈴木充美任
内務次官

五日 内務省警保局長兼監獄局長心得收扑真依願
免本官并兼官、小倉久任内務省警保局長兼監獄局
長

六日 勅令第三十八號を以て海軍監獄則中を改
正し衣食自給者の範圍を擴め准士官以上并全等軍
屬の自衣着用を許すの道を開かる

十八日 内務省告示第六十七號を以て北海道集治監
網走分監を來九月一日より開監の件を發布せらる

廿七日 各省雇員俸給最高十五圓以下なりしを二十

以下と閣議決定の件を通牒せらる

二十八日 新潟縣典獄山室元吉、埼玉縣典獄神代澤身、群馬縣典獄福原三儀、靜岡縣典獄福田純一、岐阜縣典獄新納謙助、福島縣典獄長谷川四郎、青森縣典獄松本正理、山形縣典獄小林孝義、島根縣典獄小倉實三、岡山縣典獄金九實、愛媛縣典獄野田直幹、佐賀縣典獄坂口兼實、以上命非職

二十九日 集治監典獄(宮城)小泉保直、北海道集治監分監長千石徹命非職

全日 臺灣總督府令第六十五號を以て現官現職者にあらざる警察官及司獄官練習生被服支給令を定めらる

八月

十日 北海道集治監分監長畑一岳任集治監典獄(宮城)、神奈川縣典獄若山茂雄任警視廳典獄補第四部長兼鍛冶橋監獄署長、警視廳典獄荒木賢愛任北海道集治監分監長(釧路)、内務屬有馬四郎助任警視廳典獄補巢鴨監獄署長、富山縣典獄木名瀬禮助任新潟縣典獄、沖繩縣典獄長谷川信綱任鳥取縣典獄、福岡縣典獄木戸驥任愛媛縣典獄、宮崎縣典獄河俣政幹任福岡縣典獄、茨城縣典獄柿木原政澄

任宮崎縣典獄、鳥取縣典獄堀内久保任北海道集治監分監長(十勝)、山口縣警部市川阿蘇次郎任埼玉縣典獄、内務屬杉野喜祐任群馬縣典獄、宮城縣警部野口謙造任茨城縣典獄、長野縣監獄書記宇田徳正任靜岡縣典獄、愛知縣看守長山崎正任岐阜縣典獄、北海道集治監書記野崎宏任福島縣典獄、北海道集治監看守長松山爲治任青森縣典獄、廣島縣看守長山縣齊高任山形縣典獄、三池集治監書記山口卯太郎任富山縣典獄、佐賀縣警部角尾小彌太任島根縣典獄、福岡縣警部黑澤勉任岡山縣典獄、廣島縣警部小野勇次郎任佐賀縣典獄、大分縣監獄書記兼看守長佐藤元次郎任沖繩縣典獄

十一日 內務省訓令第十八號を以て海軍々法會議處斷囚にして剝官若くは刑期中現役滿期の者又は普通人は該軍法會議處所在地方監獄に拘禁し費用も其府縣の負擔たるべき件を定めらる

全日 內務省訓令第十九號を以て當省所管出納官更身元保證金取扱規程を改定せらる

全日 內務省訓令第二十號を以て明治三十一年度以降當省所管經費支出報告書式を改定せらる

全日 內務省訓令第二十二號を以て當省所管歳出

錄 雜

科目中節の増設は自今稟請を要せず設置の上其時報告すべき件を定めらる

十二日 内閣令第四號を以て除服出仕は自今届出に及ぼざる件を定めらる

同日 内閣令第五號を以て各官吏の職印彫刻方を定め自今官名のみを用ひ氏名を彫刻せざることゝなる

二十日 非職臺灣總督府事務官山上義雄任内務屬命監獄局計表課長

九月

六日 廣島縣典獄新妻駒五郎任神奈川縣典獄、山梨縣南都留郡長田中義達任神奈川縣典獄、

八日 警視廳典獄綾部敦磨任三重縣典獄、三重縣典獄坂本久壽任警視廳典獄補市ヶ谷監獄署長

十六日 獄務上諮問を要し内務大臣全國典獄を召集し典獄諮問會を開始せらる會期豫定一週日此日板垣内務大臣并小倉監獄局長の獄制に關する演説あり

十八日 當時出京中の全國典獄をして獄治上參考の爲め巢鴨監獄署、東京巢鴨病院、東京養育院等を參觀せしめらる

十九日 板垣内務大臣典獄諮問會に臨み自ら口頭を以て治獄に關する諮問案を發せらる

同日 横田大審院檢事總長典獄會議に臨み刑罰の主義及行刑の要旨を演説せらる

二十日 長谷川内務省衛生局長典獄會議席に於て監獄衛生に關する演説せらる

二十七日 板垣内務大臣は出京中典獄を山下町内相官邸に招待せらる當日伯弁山上計表課長の香港監獄視察談等の演説ありたり

二十八日 典獄會議終了を告げ閉會せらる

二十日 勅令第二百十五號を以て明治三十年勅令第四百四十九號中第十條を削除巡查看守俸給令を北海道にも適用することゝなる

同日 勅令第二百十六號を以て北海道巡查看守俸給令を廢止せらる

十月

二十二日 勅令第二百五十七號を以て各省官制通則中を改正し監獄局長を勅任とす

同日 勅令第二百五十九號を以て内務省官制を改正せらる監獄局主管事務如舊 但局長 監獄事務官各一人 屬定員十人を六人に減す

全 日 勅令第二百六十四號を以て集治監假留監官制を改正し北海道集治監分監長四人を三人とし書記、看守長、監獄醫の定員百八十二人を百十八人と改めらる

全 日 勅令第三百四號を以て警視廳官制を改正す監獄に關する分掌如故

全 日 勅令第三百五號を以て北海道廳官制を改正す全前

全 日 勅令第三百九號を以て高等官々等俸給令を改正せらる、局長以下諸官の官等俸給左の如し

監獄局長 高等官二等 年俸三千圓
監獄事務官 高等官四等乃至八等
高等官年俸二表に依る(二千圓乃至六百圓の十級とす)

但滿五ヶ年以上勤績功績ある者に限り高等官三等に陞叙し年俸二千五百圓を給せらる

集治監典獄 高等官五等乃至七等 俸給如舊
集治監分監長 高等官六等乃至八等
警視廳典獄 高等官五等乃至七等

其他は高等官六等乃至八等

(第四部長)

府縣典獄 高等官六等乃至八等
二十二日 勅令第三百十號を以て判任官俸給令中を改正し一級を七十五圓以下十級を十五圓とし昇級無年限は八級以下とありしを六級以下とし特別俸七十五圓を漸次百圓と改正せらる

全 日 勅令第三百十九號を以て警視廳高等官俸給令を改正し典獄に三百圓以内の年功加俸の制を設く典獄の年俸左の如し

一級八百圓 二級七百圓 三級六百圓
但第四部長に補すべき典獄は特に千二百圓迄を給することを得

全 日 勅令第三百三十號を以て北海道廳高等官俸給令を改め典獄に三百圓以内の年功加俸の道を開く其年俸給左の如し

一級千百圓 二級千圓 三級九百圓 四級八百圓 五級七百圓

全 日 勅令第三百二十一號を以て地方高等官俸給令に追加を加へ典獄に三百圓以内の年功加俸の制を設く

全 日 勅令第三百二十三號を以て特別任用の判任俸給十二圓以下を十五圓以下と改め五年勤績にあり

らされは普通判任官に任用するを得すとありしを内三年以上と改めらる

二十六日 内務省告示第百二號を以て北海道集治監網走分監に釧路分監網走出張所を設け網走分監を廢す是れ即ち集治監假留監官制改正の結果に依る

三十一日 北海道集治監分監長八田哉明命非職、分監長堀内久保命空知分監詰岡野正輝命十勝分監詰

十一月

一日 内務省分課規程を改正し監獄局の分掌を左の如く定めらる

獄務課
一、監獄并假出獄監視假免に關する事項
計表課

一、監獄の統計經理に關する事項

同日 小倉警保局長兼監獄局長の兼官は改正官制實施の結果廢官となる

七日 内閣訓令第一號を以て統計に關する材料進達方を定めらる

同日 内閣訓令第二號を以て人口統計材料に關する製表送付方を定めらる

同日 監獄事務官小河滋次郎命監獄局長事務取扱

同日 北海道廳爲四王天數馬任北海道廳典獄、北海道廳典獄佐藤三吾任同廳警視、警視廳典獄有馬四郎助補市ヶ谷監獄署長、同廳市ヶ谷典獄坂本久壽補巢鴨監獄署長

九日 内務省訓令第三十號を以て看守教習規則を發布せらる

十日 主管監獄局長より監獄慈善費を以て在監人看讀用の書籍備付の件を一般に通牒せらる

二十四日 内閣訓令第一八號を以て明治二十四年八月内訓官吏進級内規中第二項を改正せらる其文左の如し

初めて判任官に任ずる者に支給すべき俸給は月俸四拾圓を超過することを得ず

依是從來初任二十五圓以下なりしを四十圓以下と改められたるなり

二十八日 内閣法制局參事官兼書記官小池靖一任内務省監獄局長

三十日 勅令第三百三十二號を以て看守給與品及貸與品規則を公布せらる本令は明治三十二年四月一日より實施せらるべしとなり

十二月

十二月

四日 埼玉縣典獄市川阿蘇次郎任警視局兼警視廳警部

五日 警視廳(巢鴨)典獄坂本久壽任警視補品川警署署長

十三日 監獄局長小池靖一被免文官高等試驗常任委員

十四日 監甲第二四號を以て女監取締服裝之件を一般に通牒せらる

十五日 警視局兼警視廳警部早崎春香任埼玉縣典獄

十七日 内務屬法學士赤司鷹一郎任文部省參事官

十九日 内務省訓令第三十五號を以て押丁給與品及貸與品規定を定めらる

二十三日 勅令第三百五十六號を以て典獄分監長看守長の服制を改正せらる

全日 勅令第三百五十七號を以て明治三十年勅令第四百號典獄分監長、看守長略服制中夏衣の制を追加せらる

全日 警視局兼警視廳監獄書記永田直之丞任警視廳典獄補巢鴨監獄署長

二十四日 内務省訓令第三十六號を以て内務報告例中監獄統計を廢し更に監獄に關する報告例を追加

せらる但明治三十二年一月一日より實施し其會計年度に係るものは明治三十二年度より施行すべき筈なり而して改正報告例は至極精密のものなりとす

全日 監甲第二一號を以て明治二十九年本省訓令第二十九號中名籍原簿記載例改正の件を一般に通牒せらる

二十七日 監計發第五〇號を以て明治三十二年中新入囚人に對する酒癖の有無を調査し半年報とし報告すべき旨一般に通牒せらる其種別左の如し
大酒の者、酒を嗜む者、酒を嗜まざるものとの三とし而して刑法章節の罪質に區別すべき筈なりと謂ふ

二十八日 滋賀縣典獄筒井明倫任千葉縣典獄、千葉縣警部竹村鑠太郎任滋賀縣典獄、千葉縣典獄原田守造命非職

右の如く既往一年間の監獄關係記事を列叙し來れば如何に我監獄事業が進歩し來りたるやは之を知るに難しとせざるべし、而して就中本年典獄會議の節内務大臣より諮問又は指示せられたる事項は何れも皆治獄上に重要な監獄改善事業の發端資料にして其

効績の如何は當局者を待つにあらざれば得て之を豫知するを得ずと雖も斯業に忠實なる當局者諸君は大臣の意思を服膺勵行せらるゝと勿論にして尙其他に主務局に於て調査畫作せられつゝある事項亦決して勘なきにあらざるを以て之を見るも歳と共に我獄事の改善事業は予輩今より之を翹望鶴首せんとす當局諸士宜しく既往に満足せず益々敢爲勇進に吝ならなくんば幸甚

○監獄費を速に國庫支辨に復すへし

浦元 廸

監獄費は性質上國庫の支辨に屬す然るに我國に在ては先年財政上の都合に因り己を得ず之を地方費の支辨に移されたりと雖も蓋し財政整理の爲め一時の究策に出たるものなるへし兎に角地方費支辨に在ては實際種々なる不便を來し、行刑の目的を達する上に於ては支障あるを免かれず故に識者は夙に之を論し又政府に於て是まで再三帝國議會に向て國庫支辨案を提出せられたるも毎度其財源に苦しみ不幸にして行はれず荏苒今日に至りたるも本期の議會に於ては：

……地租其他の増稅案を可決したるを以て愈々監獄費國庫支辨の行はるゝ機運に向へり或は地租等を増徴するも國庫には監獄費を支辨するの餘裕あるなしと云ふ者あり然りと雖も假令監獄費を國庫支辨に復せざるも未だ以て歳入は歳出を償ふに足らず故に勢ひ更に他の方面に向て増稅せざるを得ず已に増稅する以上は國庫に於て四百五十万圓に足らざる監獄費の支辨に苦しむか如きとなかるへし况んや監獄の收入百万圓以上之れあるに於てをや或る論者は政府に於て監獄費を國……庫支辨に移し百數十万圓を増加して以て歐米諸國にも行はれざる分房制を實施せんとす云々非難を加ふるも豈に政府に於て此の如き急進の策を取る謂はれなかるへしされは論者は反對の側よりして爲めにする所ありて此説を立つるものならん非乎畢竟近年經費の増加するは物價の騰貴に外ならず併し之れとて昨今物價下落の傾きあるを以て今豫算を立つるに於ては前年に比較し取て多額の増費を要せざるへしと信す
板垣伯は昨年内務大臣たりしとき監獄費を國庫支辨に復せんと欲して大に計畫せられ其他伯の監獄改良に熱心なりしは常に吾人の感服する所なりき其後伯

は冠を桂けて野に下られたりと雖も今以て素志を達せんとを努らるゝ由又伯の率ゐらるゝ所の憲政黨に於ても地租増徴の理合せに監獄費國庫支辨を行はんと欲する希望を懐く由加之監獄費國庫支辨は今日輿論の歸する所なるを以て政府に於ては速に之れか法案を提出あれ若し躊躇して今回提出せざるに於ては到底之を國庫費支辨に復するの時機を失ひ監獄改良の上に阻害を來し改正條約實施に就ては別して困難を極むへし故に余は斯道の爲め否國家の爲め監獄費國庫支辨の速に行れんとを希望して止まざるなり其れ之を行ふに就て尙論せんと欲する点多々之ありと雖も餘は他日を俟て詳論せんとす

緒言

世の進運は空想推理に委して事物の斷定をなすを許さず時に立憲的行政に於て然りとす於是乎統計の事業漸く勃興し諸般の疑問説明は皆統計の學理及方法を以てするに至れり然りと雖我邦に於ては斯學甚た幼稚にして現今學校の講義を以て後進を導くもの三四専門家と稱する者僅に指を屈するに過ぎず著作

の如き翻譯の如き亦た甚た鬱し斯學の普及せざる偶然にあらざるなり予や此比少く閑を得て監獄に關する統計學の編述を試む予の淺學不文素より斯道の指南たるを得すと雖も幸に先輩の諸説を輯録し聊か非志を滿たす讀者斧正の勞を吝む勿れ
本稿を題して監獄統計學と云ふ専ら道義統計を主として刑事統計を載する意なるも刑事統計又は犯罪統計と題するときは意義自ら狭くして監獄に關する統計全般を論ずること能はざるの嫌あり故に私見を以て便宜此題名を付せり讀者其僭越を咎むる勿れ
明治己亥一月曇天の朝
南岳 識

監獄統計學

南岳 三井久陽稿

第一 統計學史 (第一回)

凡そ事物の研究に於て肝要なるは其研究せんとする事物の一般歴史を考查するを通則とす例之國史を明にせされは其國を治むる能はず傳記を詳にせされは其人を識る能はざるか如く一科學を考究せんとするには先づ其科學史を悉知して而して後其意義定論を

明むるを得るか如し故に今統計學史の概要を蒐輯して初學の便に資す

統計なる語は羅甸の「スタチス」なる詞より古文學の時代に於ては此詞を單に有様と云ふ意義に用ゐ而して其學問を國を知る學或は國を研究する學或は有様の學等と稱せり我國に於て「スタチスチック」を統計學と譯したるは頗る近比のことにして其初は綜理學表記學等の譯字を付したる人ありしか此等の意義は唯統計の方法たる表章を見て名つけたるに過ぎされは統計學其本件より考ふるときは真に其譯字の妥當ならざるを知るへし然れども世に統計を説く者動もすれば譯字の統計なる字義より員數の表記したるもの以て統計なりと妄想するもの偶之れなきにあらす誤れるの甚しきと云ふへし統計學の字「スタチスチック」の意義に妥當ならざること斯くの如しと雖ども統計學なる文字は廣く且つ久しく我國に用ゐらるゝに依り予も須臾らく之れに據れり學者只統計學は羅甸の「スタチス」より基因せるものなることを忘

かへらす
統計の起因は其昔大抵政治統計より始まり軍隊及財政の調査を目的となせり希臘の歴史家「ヘロドット」

の云ふ所によれば波斯の「アセメニデ」の朝に軍事及財政の統計を用ゐしことあり舊約全書の中には猶太人か現在人別調をなしたることを記し漕の盛なる比即紀元前三百年の比貢租農工業又は運輸交通貿易等のことに關して調査を行ひたることあり又た埃及に於ては戶籍及地券に關する人別調を行へり其他羅馬の盛なる時に於ては統計局を設置し共和政治の立法行政の資料として人別調即チ所謂「センサス」を施行し警視總監をして之を擔當せしめりと云ふ其後帝政の時代に及んては大に「センサス」の主意を失ひ専ら貢租收納を以て目的となすに至れり往古統計のことに關しては羅馬人は斯くの如く注意したりと雖も政治學者に於て只之を貴重のものとして做したるに止まり當時學問的統計は見ることを得ざりしなり

下つて中世の初に於ては「ビサンチム」官府の記録、宗教村別帳、寺院年報、日耳曼風俗記等の中に間々統計の事項を網羅し又た其比阿刺比亞の官吏は各自行政施行の爲め取調へたる地方の状況に關する統計的事實を記載して中央政府に提出する申報書に交へたることあり「カール」大王の時に及んでは國民の兵役に堪ゆる者及領土等財政又は軍政の目的を以て

調査し千百年代に及び地租帳耕地帳^{經濟統計}を寺院に備へ千八百十六年には宣誓簿あり「エドワード」一世の比にも亦た之れあり又た陸馬「アルデマル」二世の地帳あり「フレデリック」二世の「シシリ」王の遺物に關する遺産等の記録の外敢て見るべきものなし中世統計のことに就ては羅馬に於ける「テヨリツ」^院の簿冊は人口の運動を顯はし就中最も價值あるもの如し

中世の終りより國勢の進運は益々統計の必要を感ぜし政治家たるものは自他各國の事物を精査探究するの欠くへからざるを感し千三百年代より「ベチヤ」共和政府に於ては各地方官及公使等をして國力の強弱及狀況を報告せしめ已に此比に於ては歐羅巴各國の交通も漸く頻繁なりしより人口統計の如き貿易統計の如き從て大に盛なるに至り而して此業の統計には兼て地理上の關係を示すことを力めたり千五百年代の末政治及宗教の必要より洗禮、婚姻、死亡等人口の運動を僧侶をして調査せしむるに至り千六百年代より千七百年代に於て英吉利に於て之を行ひ佛蘭西獨逸も相隨て之を行へり

顯理第四世の宰相「マルリ」は内閣に政事及財政局

を設けて財政、貿易、貨幣、鑛山、警察、寺院、人口、軍政等種々なる事實の調査を統計的に行ひ「ルイ」第十四世の宰相なる「リセリユ」も亦た之れと同様なる調査を行ひ「コルベルト」は外國貿易の統計を調査し千六百八十八年には「ルイボア」は軍事統計局を設置し「テツケル」も亦た統計局の設けをなせり英吉利に於ては「ウイレルム」三世の比以來貿易統計を施行し獨逸に於ては邦國の形勢を研究するに統計の事實に由るに至れり

斯くの如く政治家が實際上の一大指南車として統計の欠くへからざるより終に之を科學的に講究し或は著述を以て斯道の訓導をなし或は大學の講義を以て之を教訓し益々進て之を獨立の一科學となし統計學又は知國學の稱をなすに至りし抑知國學なる名稱は頗る狹義の解釋より起りて單に邦國の形勢國民の現況を知了するを以て盡せりとなしたるもの如し

「ヘルムスタット」大學教授博士「ヘルマンコンニク」が千六百六十年以來其講義をなしたるも亦た此知國學なる主意に依り史學、政治學、地理學等他の諸科學と嚴に差異ある所を説明して一の新學問を起せるなり「ヘルマンコンニク」に隨ては國法學者政

治學者歴史家等次第に之れが研究をなし千七百年代の中頃より千八百年代の中頃に至るまで「オルデンヒルゲル」、「サキダリユス」、「ボース」、「シユールト」、「ベツクマン」、「キユンドリツク」、「ゲンメリユス」、「スメーセル」、「オート」、「ケーレル」、「ワルスシ」、「メーボム」、「ストリユーフ」、「スベネル」、「スマウス」、「ホフマン」、「ポートル」等の諸氏輩出し千八百年代の後半期に至りて統計學上に於ける新時代を起せり此時代に於ては「グッチンゲン」大學の教頭なる「アーヘンツル」大に其名を博し其効勞の著大なるより後世同氏を以て統計學の鼻祖と唱ふるに至れり而して統計學の定義に關し諸學者互に論争をなし議論紛々嗷々として其勢甚だ盛なりしが之れと同時に大に斯の科學をして發達せしめたり今「ヘルマン、コンニク」及「アーヘンツル」其他近世統計學者の事業學說等著大のものを舉ぐれば「コンニク」は國即ち國土及國民の事實を依法式に記載する方法を講義して此等に關しては敢て著述を以て世に公にせるものあることなし而して其論ずる所は現在の國勢を知るを以て目的となすぞせり千七百五十二年「アーヘンツル」は歐羅巴全洲の國勢と題する一書を著はし

統計學は國の著大なる事實を知るものなりと説けり其意義は國とは國土及人間社會に現存して顯象する事物を云ひ著大とは國家の消長盛衰に關係を及ぼすべき重大の事物を意味したり「ガツテレル」は統計は二個の意義より起り一は國土を表章し一は住民及政治形勢を表章するものにして即ち現在の國勢を表章するを以て其任務なりと云ひ「ニーマン」は一定の期限内に起りたる事物の形勢を蒐輯して其結果を表章するものなりと云ひ才學に富める「スレーセル」は知國學的旨義を以て統計學を主張し邦國其本体は常に相互事物の關係を以て各種の原素活動するに依り其活動する法則を探討するものなり即ち歴史は繼續したる邦國の動行を現はすものにして統計は靜止の歴史なりと云ひ丁抹の「アンゼルセン」は文明史上諸般の關係を掲ぐるに統計表を用ひ千七百四十八百年代の終りには此派の學問隆盛をなせり此學派に屬する人を「ガスバリ」、「スミツツピユルグ」、「ヤコビー」、「ブリユム」、「ランデル」、「レーメル」、「チーケル」、「ベツクゲル」、「オツクハルト」、「カツセル」、「エルマン」、「ヘツク」、「クロオン」、「ブレイヘーグ」、「ドンナン」等の諸氏とし此等の統計を表の統計書と云ひ其人を表の

統計學者と云ふ或ハ線ノ算術家トモ云フ或ハ之ヲ
對統計家又表ノ奴隷トマテ云ヘリ

海外通信

○米國「エルマイラ」典獄ブロッ

クウエー氏の書翰

我が親愛の友留岡君よ、小生は貴下が日附なくして投ぜられたる書翰は十月十六日東京の消印を以て小生許に到達し無限の快樂を以て之を拜讀致し候殊に小生の喜び候ことは貴下が巢鴨監獄の教誨師となられたることにて候加之貴下は常に監獄學進歩の爲に御盡力相成り候事に候今後は「サマナー」新聞及報告書等續いて貴下に御送付申すことに可致且又貴下御宿所の御移轉につきては當監に於ける帳簿へは貴下の宿所は書き換へさすべく候小生は今日此書と共に最近の報告書一部貴下に送付致すべく候

我が監獄諸員能く貴下を記憶致し貴下にして過去に於けるが如く將來も尙斯業の爲に御盡力相成り候得ば我儕が貴下に對する尊敬は言ふべからざるものに

候願くは貴下小生に與ふるに屢々貴下國に於ける監獄事業の進歩并に貴君の御事狀を御報送あらせられんとを草々不具

一千八百九十八年十一月二十一日

米國「エルマイラ」監獄典獄

ズイアールブロックウエー

東京巢鴨監獄

留岡 幸助殿

玉机下

統計

本表は原胤昭氏の管理に係る出獄人保護事業の第二年報を得たれば當局の参考に資す

○東京出獄人保護事業第二 年報略

被保護者三百三十六人 自卅年一月至卅一年十二月
但し東京集治監及巢鴨監獄署より出獄の者内三十
二人は他地方監獄署より

此の犯罪 強窃盜三百十人 貨幣偽造三人

殺人罪 十人 放火罪十三人

刑期 無期終身百六十三人

有期懲役禁錮百七十三人

犯數 初犯百〇六人

再犯以上九犯二百三十人

保護成績 現況 一月十日調査

保護者家宅に宿泊し就業する者 五十二人

東京市中に居住し獨立自活する者 八十一人

各地方に轉住し獨立自活する者 百四十一人

死亡したる者 九人

○轉住後所在不明の者 二十三人

○保護者家宅より逃亡したる者 十人

○保護者の家宅を離れたる後再犯者 二十人

内強盜二人 窃盜十二人 偽造罪一人

詐偽二人 賭博一人 監視違犯二人

犯罪の場所 東京にて十一人 地方にて九人

以上 未頃〇印を不頁成績とすれば總員の十分の一

職業 獨立自活者二百七十四人

農六十人 工百六十二人

商五十二人

結婚 保護者の許を離れたる二百二十二人

内 既に妻帯せし者百〇二人

雜報

●監獄費問題

監獄費國庫支辨問題と相關聯せし地租増徴案は原案百分の四個を衆議院は之を百分の三個三と修正し舊職議會を通過し法律として裁可公布せらるゝに至れり、而して監獄費國庫支辨論は昨年六月以來増租案と交換問題たりしに相違なし、是れ取りも直さず地租増徴に依て國民の負擔を増すと同時に一方に於て地方税の負擔を軽減せんと政府の意思たりしや亦以て知るに難しとせざるなり、今や増租法律の結果として國庫に千七百餘万圓の増収を生じたりと云ふ而して之れか代補となるべき府縣監獄費は五百萬圓内外に過ぎずとせば僅々増租収入の三分の一弱を以て國家百年の行刑機關を完備するを得るの割合となる、果して然らば此際百難を排しても國庫支辨案を

して當期の議會を通過せしむるの義務は政府並議會の多數者にありと謂はざるを得ざるなり、聞説政府は不遠本案を議會に提出するに至るべしと、果して予輩の聞くか如くんは議院は何等の異義もなく一瀉千里の趨勢を以て本案を通過せしむべきや炳として火を賭るか如きのみ、現に彼の各地方の府縣會に於ても客臘府縣監獄費を國庫支辨に移されたき旨の建議書を可決し内務大臣に提出したる地方多きに依て之を見るも國庫支辨論は我國上下國民一般の希望宿論たることを推知するに難しとせざるべし、既に國庫支辨論は如斯該法律案の前途好望なりと云べし敢て斯道の爲め之を慶すること然り

○警察官監獄官練習所設置

準備

警察官監獄官練習所設置費は明治三十二年度歳出豫算として金十萬九千四百三十一圓を帝國議會に請求せられたることは本誌前號の紙上に報したり、宜なる哉此僅々たる費額を以て我帝國の警察監獄の事務改善に必要な人才を養成するに何條異議のあるべき筈あらんや、而して該豫算案は明治三十二年度の

歳出總豫算と共に毫釐の削減を加へずして舊職衆議院を通過し今や貴族院豫算委員の手に付托せられつゝあり、去れば本費は原案の儘議會を通過すへきは素より疑を存せざる所なるべしと信ず、予輩の聞く所に依れば本費確定の上は愈々四月より開始せられんとの豫定にして兩者の顧問として警察に二名、監獄に一名合計三名の外國人を備聘し一面該練習所の講演を囑托せらるべき筈にして、豫算確定次第特に練習所官制を發布し公然外國人雇入の交渉を爲さんどて目下之れが適當の人物を撰定中なりとの由尤も監獄事務顧問として彼の有名なる宇瀨西國內務省監獄局長たるクロロチ氏を聘用せんとの當局者の希望にして氏も亦帝國監獄事業の爲め一臂の勞を惜まれざるべきやにて表面照會の手續を經は敢て辭せざるへしとの内意を漏されたることありと云ふ果して然るときは曩きにゼーパツハ氏と云ひクロロチ氏と云ひ俱に帝國監獄改良の爲め夤緣淺からざる其師を得ること今より慶せんぞとす

付練習所開設には既に其筋に於ては之に充つへき校舍并之れか設置準備に餘念なしと云ふ左もあるへきことなり

○典獄特別任用令の消息

典獄任用令の改正の議は豫て予輩の傳聞する所なりしか未だ發表の運に臻らざるは其間の消息得て之を知るを得ずと雖も此程漏れ聞く所に依れば曩日法制局に回付せられつゝありしも調査上の都合有之一旦之を主務省に取戻し再調査せらる等の爲め發表遷延したりと雖も此程既に再査の上、内閣に提出せられたりと、尤も今回の改正案は豫て當局者の希望の如く監獄事務に經驗ある者に限られたる由にして集治監典獄、分監長、并廳府縣典獄特別任用令も一併し改正發表せらるゝ筈にして集治監典獄は現に判任三級其他は判任五級俸以上の官職にある者より文官高等試験委員の銓衡を経て任用せらるゝことなりと云ふ既に警部長、警視の任用令は改正せられ警察事務と限られたるあり典獄の任用も又其範圍を限局するの必要ある故なしとせず

○典獄分監長看守長の服制

改正

典獄分監長、看守長の服裝改正は舊臘二十三日勅令

第三百五十六號を以て公布せられたり、改正服裝は豫報の通り警部長との權衡を斟酌せられしものにして警部長に比し遜色なきに至れり、而して本令立案の主旨を聞くに其帽章、襟章、は粗警部長に異なるなしと雖も袖章は寧ろ一步を進めたるものと云ふべし然れども朝下部、襟地及鋪地を白絨とせられたるは要するに各種の色裝は陸軍將校の服制に襲用し盡され若くは類似するを以て有色の原素たる白色を用ゆるの止むなきに至りなるものなりと云ふ、其筋起草者の苦心想ふへきなり然れども此苦心こそ寧ろ監獄官吏の間上一貫し純白無垢の誠意を表するの章と見は他に優れること夫れ幾何ぞ希くは監獄官吏の威嚴莊重を加ふこと層一層ならんことを

付言本令改正の結果として白衣の制を削除せられ同日勅令第三百五十七號を以て明治三十年勅令第四百號客服令に追加せられたるは事理の宜きを得たものとす

○監獄統計報告例の改正

監獄に關する統計報告例の改正は數年以來の宿題となり或時は既に成案となり將に發布せられんとして

在舊今日に至れりしが監獄局設置以來特に計表の一課を置かれたるに依て見るも監獄統計の忽諾に付すべからざるを推知するに足るべきを以て此際断じて監獄統計を完美ならしむるの必要を認め昨年の典獄會議の議題として當局者の意見を諮問せられたる結果として愈々客年十二月廿四日内務省訓令第三十六號を以て内務報告例中監獄統計を廢し更に監獄に關する報告例を追加せられたり、而して其實施期は本年一月にして其會計年度に涉るものは三十一年度に限り従前の例に據らしむること、なれり、凡そ統計なるものは既往の事實に依り將來を推測し以て爲政の資料に供するものなるを以て改正報告例の結果に依り成績を事實に顯はすは尠くとも三五年の歳月を待たざるべからざりと雖も改正報告例は舊例に比し數段の進歩を表はしたること素より疑ふべくもあらざるなり、而して改正例は月報二、年報二十八、其月報に係るものは翌月十日其年報に係るものは翌年二月(會計年度を以てするものは五月二十日)を以て各其報告期日とせられたり、予輩其製表組織の如何は茲に之を論議するを得ずと雖も従前の報告例に比し緊切の事項を追加挿入せられたるは確かに之を認む

るを得べしと信ず、就中現に在監月末人員表の刑期細別、本支署別の如き、年報中新受刑囚人の罪名職業別、新受刑囚人の罪名と前罪との關係、出監後再犯時に至る期間と前犯罪期、放免囚人の体量、新入懲治人入場の因由及懲治期限等、在監人病者死亡者病名、在監人疾病死亡間の日數年令及月別、以上諸表の如きは新規若くは従前の不完全を修正せられたるものにして何れも皆緊切須要の資料となり將來獄制上に一大効果を奏するの階梯を開かれたるものにして予輩は茲に其筋當局者起草の功多きを謝するに吝ならざるなり

尙終りに一言したきは改正報告例は全篇凡て實務家の意見を參酌せられたるものなるを以て組織の大体に於て遺憾なきは既に前述の如し、然れども予輩の報告主任者に希望する所は、唯だ統計なるものは其勞多くして割合に其功の他に顯はれざるより動もすれば杜撰なる材料を以て誤字を臚別するの虞れあり是れ尤も當局者の注意を要する點なるを以て各統計主管者は只細心誠意以て正確を期せられんことを望むの微意即ち是れなり

○名簿原簿記載例中改正

十二月廿七日付を以て小池監獄局長より名簿原簿記載例中記入方左の通改正の通牒を發せられたりと

名簿原簿記載例

- 一 生年月日の欄には年齢何歳と朱書附記すへし
- 一 出生別の欄には公生私生を別ち尙公生の内嫡出庶子を區別して記入し又其別の不明なるものは不詳として記入し棄兒なるときは其旨を掲ぐへし生育も亦實父母の手にて、實繼父母の手にて、養父母又は繼父母の手にて、親屬の手にて、他人の手にて教育所等にてとに別ち本欄に記入すへし

一 教育は中學卒業以上及之と同等の教育ある者、小學全科卒業及之と同等の教育ある者、文字の讀み書きを爲し得る者、全く無學の者に分ちて記入すへし

右は何れも報告例改正の爲め調査を要する事項に係るを以て特に此改正を見るに至りしものなりと云ふ

○酒癖ある者調査方に就て

凡そ犯罪の原因は色慾にあらざれば即ち飲酒に胚胎

せざるはなし、彼の強盜、殺人の兇惡大慾を首め竊盜詐欺等在りどあらゆる犯罪は酒色の二に原因するもの十中八九を占む、豈に飲酒の害大ならずとせんや、然れども之を統計的に調査したるは或一二の地方を除くの外精密なる計表なきを遺憾とせり、宜なる哉此頃其筋に於ては之れか統計の必要を認め明治三十二年中新に入監する囚人に就き酒癖の有無調査方を主管監獄局長より一般に通牒せられたりと云ふ、而して其分類は大酒の者、酒を嗜む者、酒を嗜まざる者の三種に別ち右を刑法章節の順序に依り節毎に區別記載すへきとなり本件製表の曉きに至らば愈々吾人の言の事實を欺かざるを知り得へきなり

○判任官初任俸給改正に就て

明治二十四年一月内閣訓令を以て官吏進級内規なるものを定められ判任初任者に支給すべき俸給は二十五圓を超過するを得ざることとなりしが判任官俸給令改正の結果六級以下は昇給無年限となり俸給四十圓迄は隨時昇給することを得ることとなりしを以て此程進給内規中を改正し判任初任者は月俸四十圓迄を支給するを得ることとなり是れ又相互の權衡を

圖りしものと謂ふべし

○女監取締の服裝一定に就て

從來女監取締の服裝は區々に出て取締上如何ならんとは往々監獄參觀者の口にする所なるのみならず當局者又是れが改良策に工夫を運らしつゝありしが或る地方に於ては簡易なる洋裝せしむる向もありしが兎に角其筋に於て此際全國の統一を圖るの必要ありと認め客月十四日主管監獄局長より女監取締には必ず羽織袴を着用せしめ其地質は適宜差支なしと雖も可成黒色のものを費用せしむべき旨一般に通牒を發せられたり、尤本通牒は他日一定の規定を設けらるる迄の云はし姑息に出てたる如きを以て其費用は官給自辨何れを問はずと雖も可成之を勵行せられたきものなりと云ふ、予輩は寧ろ一步を進めて何故に一般官給の制を採用せられざりしを疑ふものなり、付たり從來被布又は洋裝せしめありし向は其保存期限(官給品に就て)内は其儘使用するも差支なしと雖も此際統一を圖るため自今一般に此通牒に據らしむべき其筋の精神なりと云ふ

○押丁給與品貸與品規定

是れ亦典獄協議會の決議に依り其筋に提議せられし所なりしが去月十九日内務省訓令第三十五號を以て題號の規定を發布せられたり、尤も是に依り多少費用の増嵩を見るへしと雖も從來の不体裁を補ふて餘りありとす、而して給與品の中單に靴とし長、短靴何れを指定せられざりしは當局者に適宜の運用を許すの意なりと云ふ

○書記と授業手の服裝如何

監獄官吏は上典獄分監長より下女監取締押丁に至る迄服裝の設定茲に一段落を告げたりと雖も監獄官吏の内書記と授業手の服裝規定は未だしなり、尤も書記と看守長と合併し名稱改稱の風説ある今日早晚之を實行せらるへしと信するを以て之を論せずもがな去れば餘すは只授業手服裝の規定のみ授業手は其職務常に四人に直接するものなるを以て是等も可成一定するの要あるか如し事實果して如何

○監獄局長の辭令赤司屬の榮任

監獄局長小池靖一氏は久しく法制局參事官として文

官高等試験常任委員たりしか氏の監獄局長に就任せられしより十二月十三日常任委員を免せられ龜井法制參事官其後任を襲はるゝに至れり素と高等試験常任委員は各高等官特別任用の銓衡委員たるなり十二月十七日内務屬法學士赤司鷹一郎氏は文部省參事官に任せられ高等官七等に叙せられたり、氏は一昨年大學卒業以來監獄局僚として監獄事務に執掌せらるゝこと茲に一年有半監獄の爲めに盡瘁せられたる其功決して没すへからざるものあり、予輩氏の榮轉を祝し其勞を多謝するに吝ならざるなり氏たるもの亦倍舊斯道の改善を提撕誘導せられんとを希望す

○典獄の交代新任

(警視廳、埼玉縣、千葉縣、滋賀縣)

埼玉縣典獄より警視廳に入りし市川氏の後任は十二月十五日警視屬兼警視廳警部たりし早崎春香氏に依て其椅子を襲はれ、亦曩きに警視廳典獄巢鴨監獄署長たりし坂本氏の警視に轉せられし以來暫時欠員にてありしか十二月二十三日に至り非職臺灣臺北縣辦務署長より一時警視屬兼警視廳監獄書記となりし永田直之丞氏警視廳典獄に任命せられ巢鴨監獄署長に

補せられたり

舊臘二十八日に至り滋賀縣典獄筒井明倫氏千葉縣に轉せられ千葉縣警部竹村鏗太郎氏滋賀縣典獄に榮任せらる而して千葉縣典獄原田守造氏は非職を命せられたり

以上數者の榮轉淘汰は予輩其是非を云はず雖も永田氏と云ひ筒井氏と云ひ何れも斯道に實験を有せらるゝこと饒多なるを以て確かに其適任者たるを是認すると同時に早崎氏と云ひ竹村氏と云ふ兩者等しく老練なる警部より出身せられたるものなれば良能たること是れ又疑ふへくもあらざるなり、諸氏夫れ能く予輩を叱咤教示せらるゝ所あらは幸甚聊か諸氏の榮轉を祝すること爾り

○有松内務書記官の歸朝

嚮きに西班牙國マドリット府に開設せられたる萬國衛生會議に參列の爲め洋行せられたる有松内務書記官は同會に參列後更に昨年六月白耳國アンヅルス府に開設の放免囚徒及乘兒保護に關する第三萬國會議へ帝國政府委員として臨席を終へられ、其他諸般の調査研究事項を齎らし本月十八日無事歸朝せられ

たり、氏が在歐中研究せられたる錦囊は亦監獄に關する資料夥なきにあらざるべきを信す、予輩は後日親しく氏の教示を讀み讀者に報道することを怠らざるべし敢て氏の歸朝を祝し併せて健康を祈ると爾云

○集治監典獄の交迭

(菅井氏榮轉長屋氏後任)

一月十一日三池集治監典獄菅井誠美氏任愛知縣書記官叙高等官四等、氏は素と神奈川縣警部長より集治監典獄に轉せられし以來潜心監獄改良に盡力せらるゝ所あり三池集治監の獄治上改良刷新を加へられしこと當に數事に止まらざるのみならず流石兇惡大慙を拘禁せる同監の在監囚も皆氏の徳に悦服し僚屬亦皆氏の實踐躬行に感服せざるものなし、今や氏は一躍して愛知縣書記官に榮轉せらるを見る予輩氏の爲め此榮任を祝するに吝ならずと雖も今日獄事多事の時に丁り我監獄社會氏の如き良典獄を失ふに至りしは同人社會亦予輩と共に惜別の情に耐へざるものあらん氏たるもの亦外に在ても獄事擲提の勞を惜まれざらんこと敢て希望の至に堪へざるなり
氏の後任は本月十六日に至り東京集治監典獄長屋又

輔氏三池集治監詰を命せられたり

○新任監獄局長の歡迎付監

獄茶話會

監獄局設置以來專任局長の椅子は遂に小池靖一氏に依て月桂冠を襲はるゝに至りしは氏の爲め榮譽の極めなるは勿論なりと雖も亦我監獄社會全局より之を想望すれば監獄行政の獨立は取りも直さず小池新局長に依て開拓せられたるものと云ふも予輩は其言の隘美にあらざるを信ず、今や氏の就任以來月餘に垂んとするも未だ懇に氏の談を聞くを得ざるを以て遺憾とし本月十五日を卜し監獄局僚發起となり九段坂上富士見軒に於て新任局長歡迎の宴を開き兼て暫時中絶したりし監獄茶話會を開催せらるゝに至れり當日會する者無量六十餘名にして局僚の外赤司文部省參事官、原、留岡、佐野の諸氏及本會の磯村并に警視廳、東京集治監、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、等近府縣の典獄を始めとし各課署員等能く上京、同會に參席せられたり、而して當日席上に於て左の諸氏の演説ありたり其筆記は本誌次號に掲載すべし

- 一 開會の趣意 山上義雄君
 - 一 監獄局に對する將來の希望 原 胤 昭君
 - 一 監獄當局者に希望を述べ 留岡 幸助君
 - 一 出獄人保護事業に就て 大津隆岳君
 - 一 監獄教誨に就て 磐井宗成君
 - 一 監獄事業の發達并に當局者に希望す 小河 滋次郎君
 - 一 所感 小池 靖一君
- 右終て午後五時各員食堂に入り立食の晚餐あり席上小河事務官小池局長の挨拶あり三三五五談話懇話十二分の歡を盡して解散せられたり時將に午後八時過なり

○小河事務官の出張

(加藤氏隨行せらる)

小河監獄事務官が嚮きに長野縣新潟縣等の監獄巡閱と同時巡閱せらるべき筈なりしも典獄會議其他用務の爲め中止せられありし群馬、埼玉、茨城、千葉の四縣へ監獄巡閱として出張を命ぜられし小河監獄事務官は本月十六日群馬縣に向て出發巡閱の途に就かれたり而して氏の隨行は加藤法學士にして各縣に巡閱

○印南内務屬の出張

豫定日數は略々十五日と内定せられ居るやの由に聞及べり姑らく中絶せられたりし監獄巡閱も局長の新任せられたるなり旁々本年より勵行せられたきことにこそ(次項參照)

○神奈川縣典獄交迭

(新妻氏の榮轉)

曩きに廣島縣より轉せられし新妻神奈川縣典獄は本月十七日岡山縣警部長に榮任せられ高等官五等に叙せらる、氏の榮、祝すへし然れども菅井氏と云ひ新妻氏と云ひ良才二人を此社會に失ふ咄監獄は今尙登龍の門たるなきや阿々

○東京出獄人保護事業成績表に就て

(原胤昭氏報告)

予は本事業の創設に就て紀念し奉る 英照皇太后第二周年大祭に際し第二年報を世に公にしたり依て本紙愛讀諸彦のため特に一言を附して其調査材料を報するは或は御參照の一にもならんかと

被保護者は予か家宅を離れたる後も平素往來交通をなし市外居住者は書狀を以て通信し始終其動靜を知了するを得つゝありたれども特に客年十一月十二月の間に於て安否を問うたり 依之市内居住者は年賀のため來訪せり中に年初休日を以て營業を主とする人力車夫露店雜商及寄席講談師等は歳末禮として來訪せり市外居住者は賀狀を差越したり其中安否品行の明白ならざる者は特に警察署の調査を煩はして其實を確かめたり

右を以て統計したるものなり又予には過去二・三年間に於て保護したる三百三十六人の外出獄人にて交際通信するものあり即ち先年來保護を試みたるもの及奉職中自ら教誨を與へたることに緣由し朋友として

交際通信するものなり之を併すれば其數大約七百に達せり東京市中に自活現住の者は百三十人あり近日此の總數に對する現在統計を編して尙諸彦の叱正を希はんと欲す

右に就て予に希望あり各地所在の出獄人生計狀況及出獄後心意上の有様等につき親しく精査研究せられんことを望まるゝ志士ありて御求めあらんには予は慶して其氏名居住を報し紹介の勞を取るべし而て以て其學術的視察觀案を世に公にせられ斯道講究の材料とせらるゝことあらんには予の大慶する所なり實に予か微志を達する一端と云うべきなり

新年初刷掲載の材料として有益の論文多々御寄稿相願候庶紙面狹隘の爲め遺憾ながら都て第二號に譲れり此段讀者諸君に謝す

小河岳洋君寄稿「看守に徹す」てふ論文は何分公私繁劇執筆を希ふに由しなく讀者諸君を満足せしむる能はざるは深く遺憾とする所なり但次號には是非投稿を希ひ誌上美華を添へんことを期すべし前號に於て豫告せし白耳義サンヂール典獄傳記及之れか肖像は誌上の都合に依り次號に掲載するの止むを得ざるに至りしは深く讀者諸君に謝する所なり

學會記者謹識

○再版廣告

題字 伯爵 勝安房君 序文 松村介石君
 題畫 中村不折君 序文 小河滋次郎君
 留岡幸助君著

慈善問題

發行所

東京京橋區采女町廿四番地

警 醒

社

上製金三十五錢
 郵稅金六錢
 並製金二十五錢
 郵稅金四錢

◎目次 第一章慈善家の本領◎第二章慈善家の資格◎第三章慈善家の見識◎第四章慈善家の種類◎第五章慈善の本源◎第六章慈善の方法(上)◎第七章慈善の方法(下)◎第八章婦人と慈善事業◎第九章政府と慈善事業◎第十章貴族と慈善事業◎第十一章救兒事業に對する國家的義務◎第十二章感化院設立の急務◎第十三章監獄改良◎第十四章犯罪人◎第十五章出獄人保護事業

一 跋 博士 エムエル、ゴルドン君 神學士 シドニー、ギユリキ君

本書は多年著者が理説に經驗に得たるものにて我國文明の進歩喜ぶべしと雖、多くはこれ物質的文明なり。物質の文明は、人類を驅て止だ利己の念に熱からしむると同時に、邦家の前途に於て頗る憂ふべきものなくんばあらず。是故に聖人君子の世に出づるや、必ず仁政を布きて以て民を恤む。是れ當に各人個々の爲めのみにあらずして、亦實に國家の爲めたるなり。

夫れ真正の文明は精神的物質的兩つながら盛大ならざるべからず。而して我國の文明は、物質的に偏して精神的に遺る。是れ實に自ら不健全を速く所以にして、志士の等閑に附する能はざる所なり。本書の著者聊か茲に見るあり。十年一日の如く慈善事業に盡瘁し、或は内國に於て、或は外國に於て研鑽具さに至り、今回本著あるに至る。本書は慈善事業の精神と方法を論究して餘蘊なれば、實に義侠に富むの志士のみならず、苟も社會改良に志ある者は、一本を需めて坐右に備へざる可らず。殊に卷末勸章の如きは救兒事業と監獄改良を詳論して、頗る斬新なるものあり。我が監獄事業に従事するの士は、必ずや一讀を要すべきの良書なりとす。

○時事新報批評 慈善問題は所謂教誨師問題の導火線にも比びつべき眞鴨監獄署教誨師留岡幸助氏の著にして全部を十五章に分ち慈善に關する諸般の問題を捉へ來て學術と宗教の力を借り是が解釋を下さんと企てたる者なり毎部知名の士の詩歌金言などを掲げたるは讀者の感を深めて慈善心を鼓舞せんと圖りたるにやあらん時勢に適したる著述と云ふべし

○國民新聞の批評慈善問題 留岡幸助氏の著す所氏の此事業に熱心なるは人の知る如く其米國に在數年間も専ら此問題を研究したり其著ある決して偶然にあらざるを見るべし慈善家の本領資格見識より慈善の本源方法に至り婦人政府貴族と慈善事業救兒事業に對する國家の義務感化院設立の急務監獄の改良犯罪人及び出獄者の保護に及び流暢の文字を以て之を論述したり

發兌 東京警醒社

附 録

本編は舊臘社會學研究會(神田一ツ橋教育會樓上)に於ける小河滋次郎氏の演說にして速記者の參聽少しく遅かりしに付前文を省察するの止むを得ざるに至れり本會深く之を遺憾とす讀者之を諒せよ

○社會と犯罪との關係

小河滋次郎氏演說速記

(前畧)

即ち犯罪と云ふものは社會の一の疾病である併ながら此普通人間の身体に生ずる所の病氣を直すに當りまして病理學なり組織學なり或は生理學或は解剖學と云ふやうな學術を十分に研究せねばならぬと同じで此社會に生ずる所の疾病即ち犯罪を直さうと云ふに當りましてはどうしても犯罪をする個人又此個人を生じて居る所の社會と云ふものに就て其無形上又有形上諸般の關係組織即ち如何なる作用に由つて犯罪を生し如何なる狀況の下に犯罪は成立すべきものなりや所謂「クリミナルアントロポロヂイ」刑事人類學或は「ソシヤルパトロジー」社會病理學「ソシヤルヒテロロヂイ」社會生理學とでも申しませうか是等の科學を十分能く研究しなければならぬ此犯罪の依て生ずる原因を極めて其以上で之に處する所の手段を用ひなければ到底犯罪を防過することは出来ぬと云ふことは恰も疾病を直すと同じである然るに今日迄の實況に依て見ますと、まだ犯罪の生ずる所の原因が充分穿鑿が届いて居ないのである隨て犯罪を減

(一)

録

附

少することが出来ぬのであらうと思ひます此犯罪學であるとか或は社會學であるとか云ふやうな無形の學問を研究するに當りまして最も必要なるは何であるかと云ふと即ち統計學であります、即ち其内でも「モラルスタチスチック」道徳統計或は「クリミナルスタチスチック」刑事統計と云ふものが最も必要でありますが奈何せん我國に於きましてはまだ此統計學と云ふものが至て開けて居らない統計を作る人自身が充分に統計の考を持つて居りませぬし又之を利用すると云ふ一般の感念も甚だ乏しいのでございます、夫故に吾々が今此犯罪學を研究するに當りまして又社會學を研究するに當りまして之が主動たる所の統計學が充分開けて居りませぬ故に此學問を研究するに當つて非常に不便を感じます御承知の通り統計學は犯罪防遏のことを研究するに當つて最も必要であります彼の有名なクローネの申しました言葉に犯罪の軍を討滅するに當つて此統計なるものは恰も斥候の任務を爲すものである即ち敵軍と戦を交へますに當つて其敵を破らうと云ふには先づ敵がどう云ふ地形に據つて居るかどう云ふ配置法を用ひて居んかを斥候に依て豫め之を審かにしなければ到底彼に打勝つことが出来ないと同じで犯罪を豫防するには先づ「クリミナル、スタチスチック」刑事統計學の指導を得なければならぬ、又千八百六十年かでありましたが倫敦に萬國統計會議を開きました時分にロールド、ブルグハムと云ふ人が申しました言葉に統計學の立法家に對しての効用は恰も航海者の磁石或は海圖の如きものであつて航海者は「コンパス」がなければ一漕でも船を進航することが出来ないと同じで立法者に此刑事統計が明かでなければ到底一行の法律文も作ることが出来ぬものであると申したことがございまして實に此犯罪統計は大切のものであります然るに前申しました通り我國に於きましてはまだ統計學が開けて居らぬのである、幸に本會には今日御出席になつて居られますが吳文聰君の如き有名な統計學者が御出で、數年間非常に力を盡して居られますが、それにも拘はらず未

だ明かでない、單り世人が放擲して居るのみならず立法家其外有識家が度外に附して曾て立法家が此法律を作るに當つて統計の必要と云ふことは感じて居らぬであらうと云ふ實況であります幸に本會に於きましては斯う云ふ無形の社會學或は犯罪學を研究する目的であつて見れば吳君の如き御方の指導に依てやりましたならば社會學なり人類學なりの研究上大に便利を得ることであらうと考へます前申しました通り歐羅巴などでは數十年前から大分開けまして今日では道徳統計或は刑事統計が畧ほ完全になつて居ります所で其犯罪統計の示す所に依て見ますと犯罪が社會の人口と共に益々増加して行くと云ふことは決して争ふべからざる事實であるのでございます、其顯象を見まして社會と犯罪とはどう云ふ關係を持つて居るか即ち文明と犯罪はどう云ふ關係を持つて居るものであるかと云ふ一の疑問を生するのでございます其疑問に對しまして種々の觀察があるのでございまして或は犯罪と云ふものは文明の進むに隨つて益々増加することを免れぬ或は又それに反對で社會が文明に進むに隨つて犯罪が追々減少すると云ふことを云ふ者もありません、同じ統計の示す所に依て觀察を下す所に依て又或は犯罪は格別増加をしない又減少もしないのである、併ながら社會の變遷するに隨つて罪の性質が變遷して行く即ち野蠻時代に於ては殺伐の殘忍の犯罪が行はれるが文明に進むに隨つて殺伐の犯罪に代ふるに拘摸盜竊或は詐欺と云ふやふな策密的性質の犯罪になつて行くのであると云ふやふな説を唱へる者があります何故に文明が進むに隨つて犯罪が減少するかさふ云ふ説に依て見ますと社會の人口が追々増殖して行くのである其人口に比較して見ると譬へば十年なら十年の間に人口は四或は五%の割合で進んで行つた然るに犯罪の進み方は二或は三%で即ち比較すると犯罪は減少する即ち社會の人口が増加するに隨つて減少する事實であると言ふて居ります併しながら能く統計に就て調べて見ますと唯統計の上に顯はれた數年間の人口に單に比較して犯罪が少なくなつて行くと云ふこ

とは出来ぬのであります、曾て伊太利に於きままして段々犯罪が増加する増加する、其増加する原因は全く政治の行り方が悪いと云ふので議會で或反對の黨派が政府を攻撃する爲めに犯罪の非常に増加するのは全く是迄の政治の行り方が悪いと云ふ事を云ふて攻撃した折に政府では決して増加して行かぬと云ふ説明をする時分人口比較を取つて申したことがありますが併し夫等は皮想の見解たるに止まりまして能く考へて見ますると十年や五年間に仮へ増加致しましたも何に依て増加するかを考へなければならぬ即ち出生する所の者が五年や十年で犯罪することは決してない一方には或は犯罪の年齢に適する年恰好の人が追々死亡する出生した者は犯罪をするに適さぬ者である増加する人口は小供が殖へるのである小供はまだ犯罪の原因にならぬのでありますから十年や五年の人口増殖の割合を以て犯罪が減少すると申すことは出来ぬのであります或は富の程度に比較して犯罪が減少すると云ふ説を立てる者もありません富とはどう云ふものかと云ふと仮へば佛蘭西などにして見ますると犯罪は成程殖へて行くが輸出入の高は非常に増して行く仮へば千八百八十年頃までの二、三十年間に於きまして犯罪の増加したことは仮へば百であつたものが千八百八十年頃には二百五十位の數になつた、所で輸出入の高を調べて見ますると百であつたものが三百迄に進んで居る即ち社會の富が増したのである、是程増したにも拘はらず其犯罪人が百から二百五十位の數になつたと云ふて犯罪の増加を云ふことは出来ぬ却て減少したのである或は又歳出入に比較して百から三百なら三百の數に進んだ然るに犯罪は二百に進んださうして見れば増加したのではないと云ふ論定をして居るのもございませう、抑も此犯罪を以て富の度合に比較するは元比較を誤つたのであらうと考へます仮へ富が増して参りましたも富が増した割合に罪犯が増さなかつたと云ふてもそれが爲めに社會の「モラル」が進んだ兆しとは考へられませぬ要するに社會の進むに隨て減少すると云ふことは根據のないことであると

思ひます、先づ學者などの正しい説に依て見ますると、どうしても犯罪は社會の進歩するに隨て増加するは免れないのでございませう、是は争ふへからざる事實と致しまして其顯象を見て世人が忽ち斷定を下して云ふのには畢竟刑罰が其當を得ないのである又裁判が宜しきを失して居るのである、監獄の制度が整頓しないからであると云ふのでございませう、併し諸君此人間の病氣を直すに當りまして其病氣を何に依て直すかと云ふ問を發する時分に其病氣は藥で直すと云ふ答を爲した者があつたらうでございませうか少しく心ある者は其問に向つて決して満足を致しません併しながら世間一般の人でございましてならは人間の病氣を藥で直すことは成程當然の話であると云ふて決して怪まぬであらうと思ひます、併しながら此犯罪は如何なる手段に依て之を矯正することが出来るであらうかと云ふ問に向つて刑罰を以て之を直すと云ふ答を致しましたならばどうでございませうか當に世人が怪まぬのみならず識者でありまして又學者でありまして其答に對して決して怪まぬ即ち當然のことである即ち刑罰を以て防遏すると云ふ確信を持つて居るのでございませう、併し若人間の病氣を直すには葛根湯を以て直し若くは萬金丹を以て直すと云ふ答を發する者があつたらうでございませうか必ず其答の馬鹿らしいと云ふことを誰も思ふでございませうか其通りであるに拘はらず犯罪を防遏するに刑罰を以てすると云ふと有らゆる病氣を直すに葛根湯或は萬金丹を以て直すと云ふ答と少しも答の性質は違はぬのであります但し犯罪は刑罰を以て直すと云ふのは少しも怪まらず、併し病氣にも藥劑にも色々種類がありまして一を以て推すと出来ぬと同して社會の疾病即ち犯罪にも色々種類がある其犯罪を防ぐに唯た一の藥劑即ち刑罰のみが萬能藥であると云ふのは間違つた話である恰ど葛根湯を以て萬病を直すと云ふ考を持つて居るのと同じでございませうで病氣の種類が澤山あれば色々な藥劑を用ひなければならぬ如く犯罪にも色々な種類があれば又種々なる豫防法を以てしなければ

ばならぬと云ふことは當然であります然るに今日の所では凡ての犯罪に向て只一の刑罰と云ふ藥しか知らぬもので其藥を頼りに改良し飲ませると云ふことを考へて居りますから此社會に犯罪人益々増加するに至るは當然であらうと考へます、併しながら又此犯罪が段々増加するのを以て直に社會の道徳が墮落して居るのである即ち世が洩季に赴いて行く現象であると云ふ斷定を下すも亦間違つて居ると思ふ決して犯罪増加の現象を見て社會が墮落して行くとは云はれまいと思ひます、即ち社會が進むに隨て増加するのは増加する原因があるのであつて或は動産が増して行く又社會の人口も増加して行つて生存競争が劇しくなつて或は機械力が發達して勞動を失ふ即ち貧民が餘計出來ると云ふやうな如く犯罪をする場合品物が追々増加するに至つたのである譬へば是迄田舎の極く寂しい野原であつて其所は誰も通行して居つた所へ或は大きな百性なり大金持が其田地を買つてさうして四圍に垣を結ぶ、さうすると其道を通つて行くに非常な近道であつたのが今は通行が出来なくなる若其道を侵して通ふり抜けるときは他人の領分を侵した爲めに一の犯罪となる或は是迄は誰も顧みない茫漠たる原野であつた所へ貴顯紳士の別荘が出来て生垣の内には立派な花が咲いて居る或は立派な菓物があると云ふやうな時に假へ故意でなくとも其花を摘むとか或は菓物を取つて見たいと云ふことが故意でなくともする或は都會であれば勸工場が出来て勸工場には種々な品物が澤山陳列してある容易に取ることが出来るからつい取る之が一の犯罪になる即ち犯罪をする場所と動産が殖へて目的物が段々増加して行く或は又社會の進むに隨て自由の權と云ふことが盛んになつて是迄は他の人から非常に壓制されて服従して居た者が急に對等の權利を持ちまして誰にても同等の交際することが出來て來ますと其反動力で今度は進んで壓制してやりたいと云ふ感情が起る或は村長に對して罵詈する或は巡查の頭を毆ぐると云ふやうなことをすると一の犯罪になると云ふやうな譯である又警察の制度が追々周到

に赴いて來るのが犯罪の増加を致す最も一の大なる原因であります昔であれば餘程悪いことをして居つても粗器でありましたが爲めに顯はれずに済んだ然るに段々警察が行届いて來た爲めに隅から隅まで何をして居つても其事が忽ち顯はれて犯罪になる昔はどんなに大道を大きな聲をして歩いてても犯罪にならぬのが今日では或は放歌犯と云ふものになつて違警罪に處せられる或は又是迄は大道に立小便などしてもそんな事は一向構はなかつたが今日では一の罪になる殊に又警察の役人がどうかと云ふと一つでも犯罪を餘計發見するとそれが功になつて或は昇級するとか上官の受が宜いと云ふ爲めに成丈犯罪の數を多くしやうと云ふので蚤取眼で探して居るさう云ふことをして居りますから斯う廣い社會でありますからさう云ふ犯罪の出來て來るは免かれぬと思ひます、殊に法律と云ふものが御承知の通り段々社會が進むに隨て非常に殖へて來る、此法律が出来ると必ず刑罰が附帶して居りますから一行の法律文には必ず數人の犯罪人を含んで居ると云つても宜いのでございませう、今日まで何んでもない日常の仕事であつたものが明日は法律の結果として犯罪になる譬へば友人を自分の家に泊めた其届をしなれば警察の犯罪になる或は出産死亡があつた殊に是迄田舎などで放擲して居りましたがそれを放擲して置くとかそれが一の犯罪になると云ふが如く法律の結果として免かれぬのであります殊に山林盜伐などは日本の犯罪中の多數を占めて居りますが、其盜伐の性質はどうかと云ふと昔、殊に明治になりましてはほんの只林の木を拾ふとか芝草を取るとか寧ろ忠實勤勉なる稼人がそれを以て一の内職として居つた、さう云う事をする今日で法律の結果として山林盜伐或は山林條例の違犯となつて皆犯罪に陥る日本で法律が澤山出來て參りまして其法律の結果として新たに犯罪を構成したとは非常に多いことであらうと思ひます、英吉利などの例に依て見ましても千八百七十三年かに「エヂクター・ト・アクト」即ち教育條例が出来ましたが其教育條例の結果として十年の後に單に其條

例の違犯者が六万五千人出来た、一の條例で六万五千人も多數の違犯者が出来る位でありますから雨の如くに降る所の多數の法律の結果として社會の犯罪を増すは免かるべからざることであらうと考へます、さう云ふ具合に人爲的に社會の犯罪が益増加して行くので決して固有の犯罪——昔は少なかつた犯罪又昔は極く道徳が堅固であつたのが今日では破壊して來て墮落して來てさうして其犯罪が増加する即ち段々世の中が悪くなつて行くこと云ふことは決して出来ない増して行くのは犯す場所と目的物が追々殖へて來た結果であらうと思ひます、で此犯罪の原因を分つことは社會學の研究上極めて必要でございますが此原因はまだ今日充分に開けては居らぬのでございます、尤も諸君も御承知でございますがヘンサムの書きました立法論の中にも不完全ではあります但し犯罪の原因と云ふことに就て澤山項目が擧げてあります但しモリスリーの自殺論其外ホヒヨ或はスベンサーなどの書きました中にも此區別に論及して居りますが併しまだ充分と云ふことは出来まいと考へます、近頃有名な刑法學者として又社會學の上に就て有名なる伊太利のフエリーと云ふ人が犯罪の原因を詳論しました中に大体三つに分けて居りまして即ち個人的原因、原語で申しますると「インフアイナル」或は「アントロパキック」即ち個人的或は人類的の原因、それが一つ、それから第二には「フィヂツシ」即ち物質的原因第三には「ソチヤール」即ち社會的原因、此社會的原因物質的の原因個人的原因の三つに分けて居ります、前申しましたホヒヨなどは個人的と社會的と歴史のどの三つに分けてあります此歴史的原因是餘程薄弱な分ち方であらうと思ひます此フエリーの申しました三つの分ち方は私は大に當を得て居ると思ひます、尤もフエリーの刑罰論に就きましたは大に反對しなければなりません但し社會學者として論じて居りますことには大に賛成を表することが澤山あります、此犯罪の分ち方は最も當を得て居ると思ひます、又或學者の説に依て見ますと犯罪は残らず「ソシヤル」的である、

社會的であると云ふ説を唱へる、現に「トーマス、モリソ」の説に依ると社會は自ら刻苦して犯罪を製造して居る而して其製造した犯罪人を或は首を切つて見たり或は牢屋の中に入れて見たり或は放つて見たりして居るが詰り犯罪を拵へるは社會自身であると云つて居ります即ち此人の説に依て見ますと犯罪の原因は悉く社會的であると云ふのであります、此説は必ずしも悪いとは思はぬのである成程犯罪の成立は社會的原因に依て發生するのであります又フエリーの申します物質的個人的は間接には社會的原因に依るものが多いのでありますから残らず社會的原因であると云ふのも必ず不當ではあるまいと思ひます併しながら此犯罪の原因を残らず社會的のものであると云ふと少しく解釋することの出来ない問題が一つ生じて來るのである例を引いて申しますと是等は實際に澤山あることでありますが譬へば茲に百人の人がある此百人の人は生ひ立から教育のことから凡てに就て同じ道行きを経て來た所の人である、教育も受けない又両親を失つた者であつて不完全の養育を受けた者である又營養も極めて不真である其少年を百人集めた所で其人間がどう云ふ運命を取るかならば百人の中六十人は略は同じやうな境遇で終つて仕舞ふ廿五人は犯罪をするに至る又五人は犯罪するよりも寧ろ自殺する方が宜いと云ふて自殺して仕舞ひ又五人は癡狂のやうになつて仕舞ふ残る五人は乞食或は浮浪者になつて其所らを彷徨して悪い事をする窃盜などはしないがごろ付いて人から物を貰ふたりして居るで同じ廿五人の内でも強盜、窃盜、人殺、詐欺等をする者もある種々の犯罪をするに至る、若も犯罪の原因が悉く社會的であつたならば此百人の者は同じに歸着しなければならぬ然るに皆個々別々の運命を取ることになるのでございます又非常に貧困の人であつて有らゆる社會の困苦に犯されて居る所者でありまして所謂鷹は死しても穂を摘まぬと云ふ所からどうしても犯罪などに陥らぬと云ふ人もある、又其家の人でありまして一向不自由が無くても犯罪をする人

が澤山あります若も社會的であつたならば斯う云ふ種類の人間はどうして犯罪をやるかと云ふ疑問が出て來るとも此疑問に對して適當に解釋することは出來まいと思ひます、それは個人的關係から起きて來ると云ふ一の原因がなければ之を解釋することが出來るのであります、此第一に「インヂフェイス」即ち個人的はどう云ふ者であるかと云ふと所謂人間の身体及び精神組織の「アンマリー」即ち先天的不完全と云ふことである個人的原因は之を分て有機的組織の不完全及心理的組織の不完全の二つと致しますそこで有機的組織即ち「ナルガニツシユ」の變形はどう云ふものであるかと云ふに即ち犯罪人の頭を解剖して見ますると或は腦蓋骨に變形があるとか或は腦の何處かに變状がある或は神経系統又は反射作用にどう云ふ特徴があるとか或は人相、之は極く犯罪の方でやかましく云ふのでありますが犯罪人の眼はどう云ふ風である耳はどう云ふ風である或は眼は大きいとか犯罪人には鬚が少くないとか是等の事は昔から向ふで傳へて居りますが日本ではまるで反對である悪い人間は繪にでも書きますと顔中鬚でいかめしい奴を書きませんが歐羅巴などでは鬚のないのを昔から悪相の特徴であると申して鬚のない人を見たら道を除けなければならぬと云ふ位で或は頬が高いとか、さうすると日本人などは迷惑な譯であります等は間違つた説とは考へますが手か長いとか足がどうとか人相の上に變形がある、又文身(ほり物)などは犯罪の特徴と云つて居る現に此説の出したのは伊太利亞でありますが文身は犯罪人の特徴であると云ふ論が出てからそれ迄は海軍の水兵などが文身する習慣があつたが後には成丈文身しないやうに注意するに至つたと云ふ話があります

が詰り有機的組織の「アンマリー」は頭、人相、神経系統と云ふ凡てに就て能く調べて見ると普通の人より何處か違つた所があります又心理的にはどうかと云ふと理解力の上で就て缺けて居る犯罪人に就て調べて見ると數などはどうしても數へることが出來ぬ十以上は數へることが出來ぬ譬へば二と二を合せて四にな

ると云ふことがどうしても分らぬ割つたり掛けたり加へたり引いたりする理屈がどうしても分らぬ理解力の不完全又獨逸語で謂ふ「ゲアノール」の不完全殊に感情が不完全に發育して普通の人が見て嫌やであると云ふ感起すに犯罪人は餘程残酷の事をして顔の色が變じない喜怒哀樂に依て變するが普通であるが犯罪人は一向顔色を變れないと云ふ一の特徴を持つて居ります、又非常に大きな怪我をする場合でも普通の人であれば大怪我で遂に神經を打たれて死ぬと云ふやうな所であつても犯罪人の一の特徴には現に監獄などで調べても能く分りますがとても助からぬと云ふ程の怪我をしても驚かぬ又神經作用が鈍い爲めに非常に速に直ることがある等は亞弗利加の野蠻人などが餘程ひどい怪我をしても夫程に思はぬ特徴を持つて居る、極く此野蠻人種に近いと云ふ證據であらうと思ひます又日本などで死刑に處せられる犯罪人であれば怖れずして却て徳容として死に着くと云ふのは昔から武士の最も名譽として居る所でありましたが死ぬ時は自若としてゑらい人であると云ふやうに公けの考がさう云ふ傾であるからでもありまやうが歐羅巴などで刑事人類學を調べた人に依て見ると犯罪人は一向感しがたない所謂徳容として死に着く、昔から色々歴史で有名な佛蘭西革命時代に死刑に處せられた澤山の例を擧げて誰は慄へたとか泣いたとか澤山例を擧げて居りますが本當の犯罪人所謂先天的の犯罪人は徳容として死に着くと云ふやうな事を申すので日本などでも所謂「引れ者の小歌」とか申して幕府時代に鈴ヶ森へ引かれて行く奴の内には随分死地に就くの平氣で居つた者も多かつたらしいのであります是等も所謂神経系統の薄弱なる爲めであらうと考へます心理的組織には斯う云ふ現象がある又精神作用から出る所のものに一種特別の現象がある、それは犯罪人の書いた物を調べて見る或は作つた物を見るとどうも眞つ直ぐの者が出來ないとか或は犯罪人の嗜好と云ふやうな物も特別である又犯罪人の間には一種特別の隠し言葉が行はれて居る其隠し言葉なども研究し

て見ると何處か特別の所があります又犯罪人の述懐即ち歌を作たり詩を作つたりすることがあります又妙に將來の事を豫想しましたり或は天氣具合を測量する、天氣豫報より餘程確かなことがありますが現に日本の監獄にも多少ありますが色々を豫言する即ち豫言者と云ふ者が犯罪人の中にある是等も何か一の感情の作用であらうと思ふ又監房の壁などに爪或は墨で色々な事を書きますが其落書も餘程一種變つた所があるです斯う云ふ具合に個人的の犯罪の原因即ち先天的の心理作用或は有機的組織の具合からしてどんな立派な所に生ひ立ちましても又どう云ふ境遇に居つてもどうしても犯罪をするに至ると云ふ一個人の關係組織の具合から發する所のものが即ち一の犯罪の原因を爲すのである斯う云ふ種類の奴を監獄へ入れましても容易に改良することは出来ない又之を出してやれば再び犯罪をすることは免かれぬのであります斯う云ふ種類の者が監獄中に幾分か居ることは争ふべからざる事實であります、私も其事に就ては幾分か調べを致して居るのでございます、色々を犯罪の原因がありますが全く三つの原因があるとは申しましたがどの原因がどの犯罪の原因になるかを一々分けて云ふことは困難である此三つの原因が相寄つて原因を爲す或は二つか寄つて爲すと云ふやうな具合で詰り此三つが交合錯雜して居つて社會に犯罪が出来ると言はなければならぬ胃なり肺なりの働で人間が生きて居る如くで、只胃の爲めに生きて居る肺の爲めに生きて居ると單獨に言ふことは出来ぬと同じでどの原因がどの犯罪を爲すと限つて研究することは出来ぬのであります總て此三つのものが交つて一の犯罪を爲すと云へば一番確かでありませ併しながら此犯罪の内にも其犯罪の最も多くの原因にどれがなるかと云ふことは云ふことが出来ませ併し謀殺でありますれば此統計などを調べて見ますと、前申しましたが犯罪と云ふものが退々社會の進むに従て増加することは事實でありますがどう云ふ種類の犯罪が増加してどう云ふ現象を呈して居るかを調べて見ますと斯う云ふ事がりま

附

す極く重大なる犯罪所謂世の東西を通し時の古今に涉つて重大なる犯罪と認めるやうなものは時世の變遷に依て著しく變化しては往かぬのであります然るに人口の増加する割合に適當に増加して往くので本當に云ひますると重大なる犯罪は數年を通して略は「コンスタツツ」のもので止まつたものである變動のないものである、之に反して増加して行く所の犯罪は一時の犯罪で一時の出來心から生ずる種類のものが社會の進むに隨て増加して行くのであつて重大なる犯罪は決して社會と共に進んで行くものではない進んで行くは幾分か人口増加の割合に進んで行くので數年を通して先づ止まつて居るのであると云ふことが分るのであります謀殺と云ふやうなとはどう云ふ原因に依て生ずるか云ふに時勢に依て最も殺伐の時代に於てはどうしても謀殺が餘計行はれるさう云ふ關係にも依りますが殘酷なる犯罪はどうしても個人的の原因に依ることが多いのである即ち殘酷なる犯罪をした奴は必ず骨格なり人相なり即ち個人的の變形と認むる事實が澤山ある譬へば近年大分世間でやかましい彼のお茶の水事件の犯罪人です隨分新聞などで見ますと殘酷の事でありませが、云ふ種類の犯罪人の人相を取つて個人的に調べて見ますると或は人類學的にどこか一の變形を認めることがありはしまいかと云ふ感しを持ちませ併し此事件に就て調べたのでなく唯新聞に就て考を起して居るので詰り殘酷の犯罪は個人的から起るのが多いのであります、其外一時の出來心から生ずるのは社會的に依ることが多いのである譬へば社會に淫卑の風が行はれる或は賭博が行はれると云ふことでありますれば風俗犯が多い又賭博が行はれるれば人氣が荒ふでございますから殺傷罪が非常に多くなる風俗犯で兄弟姦する親子で姦すると云ふやうなことが歌羅巴に澤山あります、之は極く狭い暗い所に即ち九尺二間の裏長屋と云ふやうな所で親も兄弟も年頃の者が一所に寐ると云ふやうなことになれば都合を生ずる所謂薄暗い狭い所に雜居して居る、即ち夫等の原因が社會の原因に依ると申すことが出来る、

錄

尤も同じ姦淫罪でも強姦をするやうな犯罪はどうしても個人的の原因に依るのが多いので強姦なぞをした奴の人相を調べ或は解剖して見ると腦なり神經の組織がどこか一の變形を認めることが出来る同じ犯罪中でも其原因を異にして居つて或者は或原因が重になつて居ると云ふやうなことを見ることが出来るので一の原因から一の犯罪を生ずると云ふことを明かに言ふことは出来ぬのであります大分長くなりましたから今日は是丈にして置きまして次回或は都合の宜い時に「ヒマツシ」即ち物質的原因から生ずる事柄から刑罰の効用と云ふことを申して次に社會政策から根本的に防遏する手段が澤山ある其手段に就て私の研究した事を御話したいと考へます、今日は是迄に止めます

